

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和6年3月

社会・援護局（援護）

説明資料目次

	頁
第1 令和6年度社会・援護局援護関係予算案について -----	4
第2 令和6年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	6
第3 全国戦没者追悼式について -----	7
第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	9
第5 中国残留邦人等に対する支援について -----	12
第6 遺骨収集等慰霊事業について -----	22
第7 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について---	25
第8 遺留品の伝達について -----	27
第9 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	28
第10 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等について-----	29
第11 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	30
第12 援護システムの運用等について -----	31
第13 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	32
第14 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について ----	33

参 考 資 料 目 次

	頁
第 1 令和 6 年度予算案事項別内訳	35
第 2 昭和館について	38
第 3 しょうけい館について	39
第 4 中国残留邦人等の数	40
第 5 中国残留邦人等に対する支援策	41
第 6 支援給付と配偶者支援金について	46
第 7 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要	48
第 8 厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の 1 年の流れ	49
第 9 中国帰国者支援・交流センター一覧	50
第 10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移	51
第 11 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号)について	52
第 12 地域別戦没者遺骨収容概見図	56
第 13 令和 5 年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況	57
第 14 令和 6 年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図	60
第 15 都道府県別 D N A 鑑定結果	61
第 16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去 5 年間)	62
第 17 D N A 対象地域拡大お知らせ用リーフレット	63
第 18 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況について	64
第 19 令和 6 年度援護年金額(予定)	65
第 20 都道府県別援護年金受給者数	66
第 21 第十一回特別弔慰金請求受付・処理状況	67
第 22 第十一回特別弔慰金の審査請求の流れ	68
第 23 戦傷病者特別援護法対象者数等	71
第 24 旧陸海軍関係恩給進達件数	72
第 25 援護関係資料の国立公文書館への移管について	74
第 26 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	75
第 27 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査	76
第 28 平和の語り部	77

說 明 資 料

第1 令和6年度社会・援護局援護関係予算案について

	【5年度予算】	→	【6年度予算案】
援護関係予算総額	185億円		177億円 (令和5年度補正予算3.3億円)
1 援護年金	36億円	→	29億円
	(受給人員 2,161人 → 1,792人)		
2 各種特別給付金・特別弔慰金の支給(事務費)	7.5億円	→	8.0億円
〈支給対象件数〉	・戦没者等の妻に対する特別給付金 約5,500人		
3 遺骨収集事業等の推進	33億円	→	33億円 (令和5年度補正予算50百万円)
(1) 遺骨収集事業	26億円	→	26億円 (令和5年度補正予算50百万円)
ア 硫黄島における遺骨収集事業	15億円	→	15億円
イ 海外等における遺骨収集事業	9.3億円	→	9.6億円 (令和5年度補正予算50百万円)
ウ 法人運営経費	1.6億円	→	1.6億円
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	→	17百万円
(3) 遺骨の鑑定	6.7億円	→	6.7億円
ア 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	2.5億円	→	2.4億円
イ 戦没者遺骨の鑑定技術の研究・実用化検討	2.8億円	→	2.8億円
ウ 分析施設(ラボ)における鑑定実施	1.4億円	→	1.4億円
エ 会議開催経費・事務費等	6百万円	→	6百万円
(4) 遺骨・遺留品の伝達	38百万円	→	34百万円

4 戦没者慰霊事業等	6. 3億円	→	6. 6億円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	2. 0億円	→	2. 0億円
(2) 慰霊巡拝等	4. 4億円	→	4. 6億円
ア 慰霊巡拝	1. 0億円	→	1. 0億円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	54百万円	→	53百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	19百万円	→	19百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	10百万円	→	10百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	9百万円	→	9百万円
エ 慰霊友好親善事業	2. 6億円	→	2. 6億円
オ 平和の語り部事業	0百万円	→	25百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	6. 4億円	→	6. 5億円
	(令和5年度補正予算84百万円)		
(1) 昭和館	4. 7億円	→	4. 6億円 (令和5年度補正予算78百万円)
(2) しょうけい館	1. 7億円	→	1. 8億円 (令和5年度補正予算6百万円)
6 中国残留邦人等の援護等	9.2億円	→	9.2億円
	(令和5年度補正予算6百万円)		
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	9.0億円	→	9.0億円 (令和5年度補正予算6百万円)
ア 支援給付の実施等	9.0億円	→	9.0億円 (令和5年度補正予算6百万円)
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	4.1百万円	→	4.1百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1. 1億円	→	1. 1億円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	3.9百万円	→	4.7百万円

※四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※計数にはデジタル庁計上分を含む。

第2 令和6年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

令和6年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月27日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（木）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式は、開催時期未定。
- ・ 戦没者遺骨引渡式については、年数回開催予定。ただし、開催時期未定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集等事業を、南方地域等で16地域、ロシア連邦等で3地域を実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で8地域、カザフスタン共和国等の抑留地域で3地域を8月下旬～3月中旬に実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会を5月下旬～6月上旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会を11月下旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

「全国戦没者追悼式」は、閣議決定に基づき、毎年8月15日に、政府主催により、先の大戦による戦没者約310万人を追悼し、平和を祈念するため、天皇皇后両陛下ご臨席の下、日本武道館にて実施しており、令和6年も同日に開催予定である。

1. 国費参列遺族の選考について

(1) 本式典への国費参列遺族については、令和6年度予算案でも各都道府県60名分を計上しているところであるが、令和6年の式典の開催方針は現在検討中のため、国費以外を含む各都道府県の参列人数の上限等は別途連絡する。

なお、この選考に関するガイドラインは以下のとおりである。

また、健康上、参列に支障のない方の選考をお願いする。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く)。なお、全参列者が国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

(2) 本式典に参列する遺族代表は、先の大戦で亡くなられた方々(軍人、軍属及び準軍属のほか、外地で非命に倒れた者、内地における戦災死没者等を含む)の遺族のうち、これまで本式典に参列したことがない者を優先して選考していただきたい。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるよう、参列遺族の募集の際には、特定の団体に所属していなければ参列ができないといったことがないよう、可能な範囲で、ホームページや広報紙などを利用して広く周知を図っていただきたい。

2. 本式典における18歳未満の献花者の選考をお願いする都道府県について

本式典では、各都道府県の代表による遺族の献花とともに、18歳未満の遺族の代表にも献花をしていただいている。その献花者は、47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考を

依頼している。

本年は、福島県、埼玉県、愛知県、京都府、広島県、熊本県の各府県から正副各1名を選考願いたい。

この詳細については、3月中旬に発出予定の選考依頼通知にて連絡する。

3. 18歳未満の遺族の献花補助者について

例年、18歳未満の遺族の方14名に、遺族の献花者に花を手渡す補助者として式典に参加していただくこととしており、47都道府県を6ブロックに分け、人口の多い都道府県順に持ち回りで、毎年度各ブロック内の2道県（関東及び近畿については3都府県）に選考を依頼している。

令和2年から令和5年までは、新型コロナウイルス感染防止対策のため、献花補助を行わなかった。

令和6年の式典の参列遺族数や献花補助の実施の有無等の開催方針は現在検討中であるため、別途通知するが、献花補助を行うとした場合は、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、東京都、福井県、愛知県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、福岡県、熊本県の各県から正副各1名を選考いただく予定。

なお、献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。

この詳細については、3月中旬に発出予定の選考依頼通知にて連絡する。

【今後の主な予定】

3月中旬・・・18歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3月下旬・・・参列予定者数の登録依頼及び国費参列旅費の試算額に関する通知発出

5月上旬・・・都道府県より参列予定者数登録

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18歳未満の遺族の献花者（該当府県のみ）

③献花補助者（該当都府県のみ）

の登録

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進等について

1. 昭和館

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。

(1) 主な実施事業

ア 常設展示

常設展示室で実物資料の展示等を実施。

イ 特別企画展

毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。

本年春の企画展は、超特急「燕」が誕生した昭和初期から新幹線の登場までの軌跡を紹介する「昭和を駆け抜けた超特急 ～燕、そして新幹線へ～」を開催。

ウ 地方巡回特別企画展

毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。令和6年度は次の地域で開催予定。

・令和6年6月19日（水）～6月30日（日） 大分県大分市で開催予定

・令和6年12月18日（水）～12月27日（金） 京都府京都市で開催予定

なお、大分県大分市ではしょうけい館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、3館連携企画展として実施する予定。

エ 図書・映像・音響資料・証言映像の閲覧事業、ニュースシアターで当時のニュース映像を上映

オ 関連情報提供事業

YouTubeで当時の映像や戦争体験者の方の証言映像を掲載。

常設展示の内容をコンパクトにまとめた展示キットの貸出を実施。

(2) 入館料

常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）

高校・大学生 200円、大人 400円（その他割引制度あり）

※小・中学生、未就学児、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方は無料

2. しょうけい館

しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。

所在地の九段南1丁目地区再開発計画に伴い、令和5年10月に移転リニューアルオープン。

(1) 主な実施事業

ア 常設展示

常設展示室で実物資料の展示等を実施。

イ 企画展

毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。

本年春の企画展は、義手を使用していた戦傷病者の労苦を仕事面に焦点をあて、「義手と仕事～戦争で手を失った戦傷病者～」を開催。

ウ 地方展

毎年、都道府県等の協力を得て開催。令和6年度は次の地域で開催予定。

令和6年6月19日（水）～6月30日（日） 大分県大分市で開催予定

なお、大分県大分市では昭和館及び平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、3館連携企画展として実施する予定。

エ 図書・映像・証言映像の閲覧事業

オ 関連情報提供事業

常設展示の内容をコンパクトにまとめた展示キットの貸出を実施。

（2）入館料：無料

3. 戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」事業

戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成28年度から令和3年度の間、昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施し、令和元年度からは研修修了者を語り部として委嘱する「戦後世代の語り部活動」を実施している。

（1）戦後世代の語り部育成事業の概要

昭和館、しょうけい館において概ね3年で語り部を育成した。

- ・ 1年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
- ・ 2年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
- ・ 3年目：模擬講演の実施、講話原稿の作成など

（2）戦後世代の語り部活動事業の概要

育成を修了した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や小中高等学校等の要請に応じた派遣講話などの活動を行っている。

現在は第1～3期生の41名（昭和館19名、しょうけい館22名）が活動中。

4. 平和の語り部事業

戦後78年が経過し、戦争体験者が少なくなるなか、先の大戦の各地域における記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくため、語り部の活動に対する補助事業を令和6年度より実施予定。

5. 依頼事項

次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、

昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。また、昭和館、しょうけい館及び首都圏中国帰国者支援・交流センター（P.14 参照）の「戦後世代の語り部」による、来館者向けの講話、小中高等学校等からの要請に応じた派遣講話等についても、積極的な活用をお願いしたい（派遣講話における語り部派遣に係る旅費等の費用は各施設が負担する。派遣にあたっては、各施設まで連絡をお願いする。）。

昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

1. 地域社会での支援の実施等

(1) 中国残留邦人等の高齢化への対応等

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備【各中国帰国者支援・交流センターで実施】

(ア) 全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備している（43頁の参考2参照）。

(イ) 語りかけボランティアの訪問については、令和元年度から当該センター遠隔地域にサブ（介護支援）コーディネーターを配置しており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、「中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について」（平成30年4月25日付け社援支発0425第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あて通知）に基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。

<事業実施にあたっての留意事項>

「中国残留邦人等語りかけボランティア」は介護事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

(ア) 自立支援通訳による支援の実施

中国残留邦人等の高齢化により医療や介護サービスの利用が増加しているが、限られた予算の範囲内で実施する必要があることから、効率的な運用をお願いしたい。

(イ) 中国残留邦人等の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な中国残留邦人等もいることから、平成 28 年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できることとしている。

現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しのほか、中国残留邦人等の人数や費用対効果の観点からも事業の検証を行い、箇所数や実施回数を精査するなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。（44 頁の参考 3 参照）。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成 20 年 3 月 31 日及び平成 25 年 6 月 27 日付け国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい（45 頁の参考 4 参照）。

エ その他

中国残留邦人等への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年 1 回更新し、厚生労働省HPにおいて公開している。引き続きご協力をお願いするとともに、中国残留邦人等や関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

(2) 支援・相談員の配置

支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村（特別区を含む）に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和 6 年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。（45 頁の参考 5 参照）

(3) 次世代継承事業

ア 普及啓発事業

各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象に実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 証言映像公開事業（YouTube 内の MHLWchannel で公開中）

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成 28 年度から 3 か年計画で実施し、収録した 60 名の証言映像を、厚生労働省ホームページで公開（“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。）するとともに、各中国帰国者支援・交流センターで DVD の貸し出しを行っており、地域住民に対する広報活動事業及び普及啓発事業、地域の方々との交流事業、小中高等学校での平和学習の機会等に広く活用いただきたい。

ウ 「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

戦後 70 余年が経過し、中国残留邦人等が高齢となる中、中国残留邦人等自らが自身の体験を語る事が難しくなっていることから、中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成 28 年度から令和 3 年度の間、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて「戦後世代の語り部」育成事業を実施し、令和元年度以降、研修を修了した第 1～第 3 期生の「戦後世代の語り部」が講話活動を行っている。地域住民への広報活動事業及び普及啓発事業、地域の方々との交流事業、小中高等学校等での平和学習の機会等に広く活用いただきたい（「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏中国帰国者支援・交流センターが負担する（オンラインでも対応可能））。

派遣のご依頼は、首都圏中国帰国者支援・交流センターまでお願いする。

【参考】「戦後世代の語り部」育成事業の概要

1 年目：当時の体験や労苦の聞き取り、語り部に必要な基礎的知識、話法技術等の習得

2～3 年目：語り部講話原稿の作成、講話演習、実習等による実践的な研修

(4) 中国残留邦人等の二世、三世の就労支援

ア 日本語が不自由であることや、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について（依頼）」（平成26年12月1日付け社援支発1201第1号 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長発各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長あて通知）を参考に、中国帰国者支援・交流センターの「地域支援コーディネーター」を活用いただき、「二世、三世の就労に資する日本語教室」の設置により就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止するなど、より多くの方が安定した就労につながるよう支援をお願いしたい。

イ 中国残留邦人等の二世、三世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

【参考】特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

(5) 一時金支給決定通知書（写）の送付について

特定中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、申請者からの申請に基づき、支給要件を満たした特定中国残留邦人等に支給決定を行い、「支給決定通知書」を送付している。

居住地の都道府県及び市町村には、「支給決定通知書」の写しを送付しているので、当該特定中国残留邦人等から支援給付の申請等の問い合わせがあった場合には、懇切丁寧なご案内をお願いしたい。

2. 支援給付及び配偶者支援金の支給

(1) 支援給付に係る主な留意点

支援給付制度は、制度開始から 15 年を超え、対象となる支援給付受給者の高齢化が進んでいることから、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように必要な配慮をして、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

なお、本制度における主な留意点は下記のとおりである。

ア 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- (ア) 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- (イ) 介護保険法に定める要介護（要支援）の状態と考えられる者については、要介護（要支援）認定申請が検討されているか。
- (ウ) 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- (エ) 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

イ 老齢基礎年金の支給額について

老齢基礎年金額の支給額については、「令和 5 年平均の全国消費者物価指数」を踏まえ、法律の規定により令和 5 年度から 2.7% プラスで改定となり、支援給付費の算定において、特定中国残留邦人等本人の収入認定額から除外となる満額の老齢基礎年金相当額も以下のとおり変更となるので、ご留意願いたい。

国民年金（老齢基礎年金（満額）：1 人分）

	(令和 5 年度 (月額))		(令和 6 年度 (月額))
○昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方	66,050 円	→	67,808 円 (+1,758 円)
○昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方	66,250 円	→	68,000 円 (+1,750 円)

ウ 後発医薬品の原則使用について

支援給付においても平成30年10月から、原則、後発医薬品を使用することとなっているため、支援給付受給者に対して、引き続き、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

(2) 配偶者支援金に係る主な留意点

ア 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対して支援給付に加えて、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の3分の2相当額）を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

なお、配偶者支援金は、老齢基礎年金の改定があった月（4月）から支給額が変更となるが、例年数件の自治体にて旧単価のまま適用しているケースが散見される。本制度の運用に当たっては、十分ご留意いただきたい。

イ 配偶者支援金の支給額について

令和6年度の老齢基礎年金の支給額が引き上げになることに伴い、令和6年度の配偶者支援金の支給額については、45,205円となる。

(令和5年度 (月額))		(令和6年度 (月額))
44,033円	→	45,205円 (+1,172円)

3. 支援給付等施行事務監査

(1) 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

ア 令和6年度における監査について

(ア) 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている（実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる）。令和6年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

(イ) 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

<例>生活保護制度とは異なる取扱い

- 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- 親族訪問や墓参等の目的で中国や樺太等を訪問する際は、2か月程度であれば、その渡航に要した費用について収入認定を行わない など

イ 監査実施上留意すべき点について

(ア) 厚生労働省が令和5年度に実施した監査での主な問題点を下記のとおりお示しする。

- ① 主と特定配偶者で構成される夫婦世帯について、一方が別の住居等へ転居したことを契機に、居住を一にしていなかったことを理由として機械的に別世帯と認定し、それぞれに支援給付を支給している事例
- ② 被支援者が介護等を理由に長期間にわたり親族宅等に滞在しているにも関わらず、訪問調査による生活状況の把握や、同居者に関する収入認定の適

- 用及び居住実態がない場合の住宅支援給付のあり方などについて、組織的な検討がなされないまま支援給付が継続して支給されていた事例
- ③ 被支援者の海外渡航について、渡航期間が2か月を超えた場合、本人からの聴取や拳証資料の徴取等により事実関係の把握や組織的な適否の判断が行われていない事例
 - ④ 葬祭支援給付の適用について、支給対象者及び葬祭費用の支出の判断が適切ではなかった事例
 - ⑤ 新規申請時以外、被支援者に対して適切に支援給付制度の内容や海外渡航、移送の給付等に必要な手続きに関する説明が行われていない事例
 - ⑥ 前年中に支援給付を受けていた者全員に対して、課税調査を実施していない事例
 - ⑦ 世帯全員の収入申告書が定期的（毎年6月）に徴取されておらず、また、収入認定が適切に行われていない事例
 - ⑧ 継続した通院治療について、6か月ごとに医療要否意見書等により継続の要否の検討がされていない事例
 - ⑨ 認知症等の通院治療について、障害者総合支援法第58条（精神通院医療）の適用申請を検討していない事例
- (イ) 令和6年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。
- ① 居住を一にしない場合であっても同一世帯に属しているかについての判断は、これまでの夫婦の生活実態や生活状況等について個別具体的に検証・確認するとともに、検証結果に基づき、世帯の適否について組織的に検討した上で、必要に応じた所要の措置を早急に講じること。
 - ② 長期間にわたり親族宅等に滞在して居住実態がない等、複雑な問題を抱えるケースの場合には、担当者のみ判断を任せることなく、ケースが抱える問題点の的確な把握、滞在する地域の関係機関との連携など、今後の指導方法や取扱方法について適切な判断となるようケース診断会議を実施するなど組織的な意思決定を行った上で、必要に応じ所要の措置を講じること。
 - ③ 支援給付制度は中国残留邦人等が永住帰国し、本邦で老後の生活を安定して送れるよう支援を行うものである。したがって、海外渡航等により2か月を超えても本邦に帰国しない（生活実態がない）状態である場合には、実施機関において、本人から状況や理由を聴取するとともに、必要に応じて拳証

資料を提出させる等により、事実関係を把握すること。また、把握した事実関係に基づき、適否について、実施機関としてケース診断会議等による組織的な判断を行い、ケース記録等に検討結果を記録するとともに、所要の措置を講じること。

- ④ 葬祭支援給付の支給は、複数の被支援者のいる世帯で、被支援者のどちらかが死亡し、残された者が葬祭を行う場合（ただし、他の親族が葬祭を行う場合は支給されない。）または、被支援者が親族の葬祭を行う場合（ただし、他の親族が葬祭を行う場合や、死亡した者の遺留金品をもって葬祭を行う必要な費用を満たすことができる場合は支給されない）に限られること。

さらに、葬祭支援給付はあくまで最低限度の葬祭を行った場合に適用されるものであることから、支給限度額を超える葬祭費用に対して支給限度額を適用する取扱いは認められないこと。

- ⑤ 被支援者に対しては、新規申請時のみに止まらず、少なくとも年1回以上、被支援者の権利、義務について、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を配布する等の方法により、適時適切な指導を行うとともに、被支援者が支援給付に関する権利、義務を理解できるよう、家庭訪問時等に十分な説明を行うこと。
- ⑥ 課税調査について、管外に転出した者や死亡等により廃止になった者も含め、調査実施年の前年中に支援給付を受けていた者全員を調査対象者として、確実に実施すること。
- ⑦ 収入認定について、世帯全員の収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うこと。
- ⑧ 継続した通院医療について、給付の必要性を確認する上で必要なことから、6か月ごとに医療要否意見書を徴取するなど、継続した治療の必要性を検討すること。
- ⑨ 障害者総合支援法第58条（精神通院医療）の適用は、補足性の原理から支援給付に優先して行われるものであることから、申請を検討すること。

(2) 厚生労働省が実施する監査について

ア 令和6年度における監査計画等

(ア) 実地監査

令和6年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。

日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査を行う実施機関を決定し、4月中にお知らせする予定である。

(イ) 書面監査

令和6年度の書面監査は、実地監査の対象とならなかった都道府県・指定都市に対して実施する。

イ 支援給付等施行事務監査資料

支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出願いたい。

ウ 監査関係提出資料等

(ア) 事前協議資料：令和6年3月29日（金）締切（予定）

(イ) 都道府県・指定都市が実施した令和5年度監査結果報告：令和6年7月末締切

(ウ) 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は実施通知で指定する日

書面監査対象は決定次第連絡する

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1. 遺骨収集等事業について

戦没者の遺骨収集事業については、その推進を図るため、平成28年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立し、令和6年度までの期間が遺骨収集に関する集中実施期間と定められたが、その後、新型コロナの影響により事業が計画どおり実施できなかったことを踏まえ、令和5年の通常国会で法改正がなされ、集中実施期間が令和11年度まで5年間延長されたところ。

今後も現地情勢等を踏まえつつ、「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、計画的に事業を実施することとしている。集中実施期間の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族にお返しできるよう取り組んでいく。

遺骨収集の実施にあたっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行っており、国と指定法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

令和6年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、
- ④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥インド、⑦トラック諸島、
- ⑧マーシャル諸島、⑨インドネシア、⑩パラオ諸島、⑪ギルバート諸島、
- ⑫樺太、⑬ノモンハン、⑭沖縄、⑮硫黄島、⑯その他南方地域

計 16地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集〉

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方
- 計 3地域

この他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

- ※ 各都道府県におかれては、遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡をお願いしたい。
- ※ 遺骨収集事業の参加者について、これまでは参加者が居住する都道府県に対して情報提供を行っていたが、個人情報の提供を必要最小限に絞る観点から、今後は参加者の情報が必要な都道府県は情報提供の依頼文書を出していただくようお願いしたい。

2. 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

なお、令和5年度の慰霊巡拝については現地情勢等を踏まえ実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、令和6年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ソロモン諸島、④ミャンマー、⑤マリアナ諸島、⑥インドネシア、⑦北ボルネオ、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

(2) 旧ソ連地域等での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の抑留中死亡者の遺族を対象として各地方・州ごとに実施しており、令和6年度は、抑留地域である3地域（①カザフスタン共和国、②ウズベキスタン共和国、③モンゴル）で実施を計画している。

(3) 参加遺族の推薦等

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から厚生労働省へ推薦をお願いしたい。

厚生労働省では、都道府県や市区町村が参加遺族を募集するにあたり、余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等を令和6年1月30日付け事務連絡でお知らせしている。

なお、近年、慰霊巡拝中に体調を崩される方が多く、緊急帰国や滞在延長を余儀なくされるケースも見受けられることから、参加遺族の推薦に際しては、ご遺族の健康状態にもご留意いただけるようお願いしたい。

また、身の回りのことが一人でできない方が一人で慰霊巡拝に参加し、集合時間に遅れ行程に支障を来すケースも発生していることから、参加者の選定の際は提出された質問票を確認いただくとともに、必要に応じて同行者を求めることなどをご検討願いたい。

(4) 現地の状況等による事業実施の判断について

厚生労働省では、ご遺族の慰霊巡拝の機会をできるだけ確保したいとの考えから、出発のおよそ2ヶ月前（硫黄島では出発のおよそ1ヶ月前）の現地情勢等に基づき、実施の可否を判断しているところである。

書類提出の締切りから出発まで、少なくとも3～4ヶ月程度の準備期間を要することから、書類の提出の締切りの時点では、実施の可否の判断は難しいことをご理解いただきたい。

第7 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の 伝達について

1. 身元特定のためのDNA鑑定について

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から令和6年1月末までに、関係遺族約16,300人にお知らせを送付し、約7,600人から申請があった。鑑定の結果、1,245柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

これまでに収容した遺骨については、推定される関係遺族に鑑定のお知らせを順次送付しているところである。

また、戦後75年以上を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に係る対象地域拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討し、平成28年度は部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域について遺族への呼びかけとDNA鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度からは、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、その地域の戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を各都道府県ご協力のもと公募によりDNA鑑定を実施し、これまでに1,304件の遺族との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至っていない。

令和2年4月からは南方等戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定について、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月）を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁においても、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨のDNA鑑定を、公募等による呼びかけにより遺族からの申請を厚生労働省で受け付け、試行的に実施し、その結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、遺族との間で身元が特定され、また、同年12月には硫黄島の戦没者遺骨2柱について、遺族との間で身元が特定された。さらに、令和4年12月に硫黄島の戦没者遺骨1柱の身元が特定されている。

令和3年10月から厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大し、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨のDNA鑑定を公募により実施している。令和6年1月末現在で、2,040件の申請を受け付けている。

なお、本取組を遺族に広く周知を図るための広報活動について、各地方自治体の広報

誌への掲載、ポスターの掲示及びリーフレットの設置について協力をお願いしたところであるが、引き続き広報等による周知に関し協力をお願いしたい(参考資料第 17 参照)。

2. 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA 鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第 10 条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。

ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達予定日の 14 日前までに事前に連絡願いたい。

第8 遺留品の伝達について

1. 事業の概要

戦没者等の遺留品について遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を受けた場合、以下の業務を実施している。

- ・遺留品の画像等を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、所在調査を行い、ご遺族等を特定する。
- ・ご遺族等が特定でき、受け取りを希望された場合には、遺留品を遺留品保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族等に返還する。

2. 遺留品の調査（厚生労働省）

遺留品に書かれた元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、厚生労働省が保管する資料との照合や歴史資料保管施設が保管する資料を調査することにより元の所有者の特定を行っている。

遺留品に元の所有者名が書かれていない、取得場所・時期等が不明、遺留品が劣化しているなど、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、元の所有者を特定することが困難な場合が多い。

3. 遺族等調査、遺留品の伝達（都道府県へ依頼）

元の所有者が特定できた場合には、元の所有者の本籍地都道府県に対して、元の所有者又はそのご遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼するので、調査の上、ご回答いただきたい。

また、遺留品の伝達については、ご遺族等が居住する都道府県より関係遺族へ伝達していただいている。

4. 遺留品調査業務の一部を委託

近年、海外のボランティア団体の協力もあり、遺留品保有者からの返還依頼が増加傾向にある。このため、平成30年度からは、遺族等関係者のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施している（平成30年度～令和5年度は日本遺族会に委託）。

委託団体から当該業務に係る調査依頼があった場合は、可能な範囲でご協力をお願いしたい。

第9 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑の維持管理については建立者等自らが行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者等が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1/2（上限50万円））を行っている。

また、令和元年度から建立者等が不明に準ずる状態（建立者等は明らかであるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合）も対象とし、令和5年度からは移設、埋設に加え補修についても対象としている。

なお、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に引き続き努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の送付（今年度より変更なし）
- 6月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 8月下旬メド 厚生労働省から内示の通知
- 10月上旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 11月中旬メド 厚生労働省から交付決定の通知

（最近の実施例）

- 慰霊碑の付近はこども園の園児等が利用する生活道路であるため、慰霊碑が倒伏するなどした場合、近隣住民へ危害が及ぶ恐れがある。慰霊碑の管理は地域の遺族会が行っていたが、会員数の減少や高齢化により維持管理が困難になってきたことから、慰霊碑の石碑と台座の間に鉄筋を差し込むなど、石碑を固定する補修工事を行い、今後の維持管理は自治体が担うことにした。
- 神社の境内に建てられている慰霊碑について、地震の影響を受けて台座と碑面の接合部にずれが生じており、管理状況は極めて不良である。当該慰霊碑の建立者は不明であり、管理者であった遺族会も活動を休止したことから今後の維持管理が見込めず、移設を行い、自治体が維持管理を担うことにした。

第10 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等について

1. 令和5年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等について

(1) 内容

令和5年4月1日より請求受付が開始された戦没者等の妻に対する特別給付金（第三十回特別給付金い号）については、各市町村窓口にて制度の広報のためのリーフレットを設置するよう依頼したほか、その対象者約3,000人に対して令和5年7月に厚生労働省から個別案内を送付し、制度の周知と請求勧奨を行った。令和6年1月時点の居住地都道府県での受付件数は2,304件、国債発行請求件数は2,221件となっている。

令和6年4月1日から請求受付開始となる第三十回特別給付金ろ号の対象者及び新たに第三十回特別給付金い号の対象者と判明した者に対しても、厚生労働省から個別案内の送付を予定している。

(2) 依頼事項

各都道府県におかれては、個別案内送付のため住所地などの各種調査にご協力いただくとともに、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速に裁定していただくよう、ご配慮いただきたい。

2. 各種特別給付金の時効失権防止対策について

(1) 国の取組

以下の特別給付金の請求期限が迫っていることから、時効による失権を防止するため、厚生労働省から未請求者に対して個別案内を送付する予定である。

特別給付金銘柄	請求期限
第二十九回特別給付金い号 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金)	令和6年4月1日
第十三回特別給付金た号 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金(平病死))	令和6年9月30日
第二十七回特別給付金と号 (戦没者等の妻に対する特別給付金)	令和6年9月30日

(2) 依頼事項

各都道府県におかれては、個別案内送付後も未請求のままの者に対し、市区町村と連携して個別の請求案内を行うなど、時効失権の防止に努めていただきたい。

第 11 旧陸海軍関係恩給進達事務について

1. 旧陸海軍関係の恩給進達事務の現状・課題等について

(1) 現状・課題

旧陸海軍関係の恩給の総務省への進達件数は、令和2年度28件、令和3年度20件、令和4年度13件となっており減少傾向にあるが、旧陸海軍関係で恩給受給権があるにもかかわらず、未だ請求を行っていない者がいると考えられる。

また、請求者や関係する遺族等が高齢であることに配慮し、引き続き、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理が求められている。

(2) 恩給進達事務の着実かつ迅速な実施について

恩給に関する相談を受けた場合は、旧陸軍・旧海軍の別にかかわらず各種の恩給受給資格の確認をするため、都道府県において、相談者に必ず「履歴申立書」の提出を求め、その内容を丁寧に把握し、都道府県が保管する各種資料から迅速に軍歴の調査を行っていただくこととしている。

このうち、旧陸軍関係については、都道府県保管の資料（兵籍、戦時名簿等）を精査し、軍歴の調査を行っていただいている。

また、旧海軍関係については、社会・援護局援護・業務課が旧海軍関係の資料（履歴原表等）を保管していることから、相談者から提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課に提出の上、援護・業務課において「履歴申立書」を基に軍歴、在職年等を調査・確認し、その結果を都道府県に回答することとしている。

2. 依頼事項

(1) 旧陸海軍関係の恩給進達については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されているところ、都道府県におかれては、引き続き、各種の恩給受給資格を確認の上、恩給未請求者に対する請求指導、迅速な事務処理をお願いする。

(2) 恩給進達事務において、軍歴、在職年・加算計算等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給係に照会願いたい。

第12 援護システムの運用等について

1. 援護システムの更改

援護システムは、政府共通プラットフォームから令和6年3月にガバメントクラウドへ移行し、同年4月に新システムのリリースを予定している。

既に「令和6年4月度援護システム標準スケジュール」により各都道府県へご案内しているところであるが、新システムへの移行に伴い、令和6年3月は、援護システムの利用が制限されることとなるので、ご留意いただきたい。

2. 援護システムの運用

援護システムでは、各種特別給付金及び特別弔慰金の裁定事務に必要な範囲で戦没者、請求者等の個人情報保有しており、その運用に当たっては、個人情報保護に関する法令や、援護システム運用管理規程により管理・制限等している。

なお、令和2年4月以降は、特別給付金等に関する事務では個人番号を利用していないが、それ以前に取得した個人番号や援護年金等事務において取り扱う個人番号については、令和6年1月10日付け社援発 0110 第10号「個人情報の保護に関する法律に基づく実地検査及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく立入検査の結果について（通知）」等を参照の上、引き続き適正な管理を徹底していただきたい。

3. 情報セキュリティ

援護システムでは、不要となったアクセス権限をその都度削除しているが、なりすまし防止や主体認証情報の管理を徹底するため、毎年度末に全ての援護システム利用者のアクセス権限を削除している。

令和6年度のアクセス権限については、3月中に援護システム担当者宛に申請方法をご案内するので、令和6年度における援護システム利用者及び利用者の利用状況に応じた権限項目を各都道府県において精査の上、期限までに申請していただきたい（※）。

なお、各都道府県におかれても、個人情報等の不正取得及び漏えい等の防止のため、援護システム接続の端末において、無許可の電子媒体の接続制限を行っているか改めて確認いただくなど、情報セキュリティの徹底をお願いする。

（※）年度途中の人事異動等により、アクセス権限が不要となった場合も随時削除申請を行うよう徹底していただきたい。

4. 運用支援

既に各都道府県へご案内しているところであるが、令和6年度から9年度における援護システム運用支援業務について、国が調達した業者と速やかに随意契約をお願いする。

第13 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1. 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

(1) 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務について

日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、請求者が高齢者であることに配慮し、可及的速やかな事務処理をお願いしたい。

(2) 旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明依頼について

都道府県に個人より直接照会があった場合には、「最寄りの年金事務所」宛てに申請手続きをするようご案内をお願いしたい。

(3) 援護関係施行事務研修会について

旧令共済組合員期間の履歴証明に関する留意点や、証明困難事例を含めた具体的な事例研究等について、「調査・照会システム」に掲載予定なので、各都道府県担当者の積極的なご活用をお願いしたい。

2. 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する際には「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書及び都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼するようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるようご案内をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第11 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3. 人事関係資料等の保存

各都道府県の履歴証明等事務に必要な旧軍から引き継いだ人事関係資料等は歴史的価値のある公文書であることから、各自治体におかれては、それぞれの条例等法規に照らし、適切な保管、管理に努めていただきたい。

第 14 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された。抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

旧ソ連・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約 4 万 1 千人（※）の個人を特定したところ。これに加え、平成 27 年 4 月以降、その他の地域（興南、大連、樺太等）についても照合調査を行い、約 1 千人（※）の個人を特定している。

（※令和 6 年 1 月末現在）

厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日でも早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

また、厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表している。

各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に御協力頂いているが、御遺族の高齢化を踏まえ引き続き速やかな御対応をお願いしたい。

さらに、厚生労働省では個人を特定できたものの、御遺族の所在が不明のため関係御遺族へのお知らせができない方々を遺族所在不明者名簿として厚生労働省 HP に公表しているので、当該名簿の周知についてもご協力をお願いしたい。

なお、平成 23 年 8 月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨収集事業等を進めていくことにしている。

<照合調査による個人の特定状況>

	死亡者数	個人を特定
旧ソ連・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注）	約 4 万 1 千人

（注）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計
この他に旧ソ連・モンゴル地域以外で約 1 千人の個人を特定

参 考 资 料

第1 令和6年度予算案 事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	10,454,760	9,857,968	▲ 596,792	
(項) 厚生労働本省共通費	2,254	1,931	▲ 323	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,254	1,931	▲ 323	
(項) 遺族及留守家族等援護費	5,219,508	4,447,484	▲ 772,024	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	5,219,508	4,447,484	▲ 772,024	
援護審査会経費	917	922	5	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	3,662,047	2,946,986	▲ 715,061	援護年金の支給 3,569百万円 → 2,855百万円
戦傷病者特別援護経費	205,753	213,870	8,117	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 しょうけい館の運営費 174百万円 → 182百万円
				2 医療費の支給 8百万円 → 8百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,700円 → 30,700円 ・葬祭費 単価 212,000円 → 212,000円 葬祭料 単価 212,000円 → 212,000円
未帰還者留守家族等援護経費	12,438	8,531	▲ 3,907	
未帰還者に関する特別措置経費	344	344	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	753,828	800,299	46,471	
昭和館等に係る経費	584,181	476,532	▲ 107,649	昭和館運営費 469百万円 → 464百万円 昭和館修繕経費 110百万円 → 6百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	4,007,896	4,052,933	45,037	
戦没者遺骨収集事業等に必要な経費	3,320,055	3,343,242	23,187	
戦没者遺骨収集事業等の実施に必要な経費	3,320,055	3,343,242	23,187	1 遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島(ブーゲンビル島・ガダルカナル島等) ④マリアナ諸島(グアム島・北マリアナ諸島) ⑤ミャンマー ⑥インド ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨インドネシア ⑩パラオ諸島 ⑪キルバート諸島 ⑫樺太 ⑬ノモンハン ⑭沖縄 ⑮硫黄島 ⑯その他南方地域 ⑰旧ソ連地域(ハバロフスク地方、沿海地方、ザバイカル地方)
				2 遺骨・遺留品の伝達
				3 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者遺骨収集事業等の推進に必要な経費	687,841	709,691	21,850	
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	526,639	548,233	21,594	1 全国戦没者追悼式挙行経費 197百万円 → 199百万円
				2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円
				3 国内・海外民間建立慰霊碑の移設等 19百万円 → 19百万円
戦没者遺骨処理等諸費	161,202	161,458	256	1 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島(ブーゲンビル島・ガダルカナル島等) ④ミャンマー ⑤マリアナ諸島 ⑥インドネシア ⑦北ホルネオ ⑧中国 ⑨硫黄島 ⑩旧ソ連地域等(ハバロフスク地方、イルクーツク州・ブリヤート共和国、モンゴル)
				2 慰霊碑の補修等
				3 遺骨・遺留品の伝達

事 項	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,035,033	1,161,667	126,634	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,035,033	1,161,667	126,634	
中国残留邦人等に対する生活支援	481,699	566,595	84,896	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 65百万円 → 158百万円
定着自立援護	375,020	396,136	21,116	・中国帰国者支援・交流センター経費 368百万円 → 389百万円 ・次世代継承事業の実施 7百万円 → 7百万円
帰国受入援護	112,258	132,796	20,538	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 6人 → 2世帯 6人 ・一時帰国見込世帯人員 54世帯 107人 → 54世帯107人
身元調査等	24,600	24,686	86	・訪中調査対象孤児数 2人 → 2人 ・訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備	41,456	41,454	▲ 2	
(項) 恩給進達等実施費	190,069	193,953	3,884	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	190,069	193,953	3,884	
資料整備諸費	146,806	154,633	7,827	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,766	1,760	▲ 6	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	41,497	37,560	▲ 3,937	

社会・援護局(社会)計上分	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	
(項)生活保護等対策費	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	
中国残留邦人生活支援給付金	7,730,300	7,557,860	▲ 172,440	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	280,001	291,675	11,674	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	18,465,061	17,707,503	▲ 757,558	
社会・援護局(援護)計上分	10,454,760	9,857,968	▲ 596,792	
社会・援護局(社会)計上分	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	

※令和5年度予算額及び令和6年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。

(参考) 令和6年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,301,289	1,335,612	34,323	
(項) 遺族及留守家族等援護費	785,406	831,917	46,511	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	780,535	827,046	46,511	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	64,203	63,205	▲ 998	
(目細)留守家族等援護事務委託費	8,384	8,365	▲ 19	1 留守家族等援護 106千円 2 未帰還者特別措置 78千円 3 戦傷病者特別援護 8,181千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	707,948	755,476	47,528	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,871	4,871	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	41,675	41,706	31	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,974	2,993	19	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,974	2,993	19	
(目)戦没者遺骨収集事業等委託費	29,691	29,703	12	沖縄県
(目)遺骨収集等派遣費補助金	9,010	9,010	0	・国内民間建立慰霊碑の移設等 9,010千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	440,270	432,344	▲ 7,926	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	440,270	432,344	▲ 7,926	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	440,058	432,132	▲ 7,926	「支援・相談員」の配置 389,543千円
(項) 恩給進達等実施費	33,938	29,645	▲ 4,293	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	33,938	29,645	▲ 4,293	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,594	5,726	132	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	28,344	23,919	▲ 4,425	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 22,206千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事 項	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	
(項) 生活保護等対策費	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	
(目)生活扶助費等負担金	3,706,975	3,474,975	▲ 232,000	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	3,426,974	3,183,300	▲ 243,674	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	280,001	291,675	11,674	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目)医療扶助費等負担金	4,078,048	4,143,640	65,592	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,078,048	4,143,640	65,592	
(目)介護扶助費等負担金	225,278	230,920	5,642	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	225,278	230,920	5,642	
(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数	生活困窮者自立支援法等に係る補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	9,311,590	9,185,147	▲ 126,443	
社会・援護局(援護)計上分	1,301,289	1,335,612	34,323	
社会・援護局(社会)計上分	8,010,301	7,849,535	▲ 160,766	

第2 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和40年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる。

3階 会議室

特別企画展などを開催。

2階 広場

憩いの場。写真展などを開催。

1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)。毎月第1日曜日には「次世代の語り部」による定期講話会を実施。

特別企画展等(平成11年度から毎年開催)

令和6年3月9日～5月6日

昭和を駆け抜けた超特急 ～燕、そして新幹線へ～

地方巡回特別展(平成13年度から毎年開催)

令和6年6月19日～6月30日

昭和館・しょうけい館・平和祈念展示資料館 合同巡回展(大分県大分市)

令和6年12月18日～12月27日

くらしにみる昭和の時代 京都展(京都府京都市)

語り部活動

活動概要

令和元年12月から語り部活動を開始し、1階シアタールーム、3階会議室等において定期講話会(毎月第1日曜日)を実施するとともに、外部への派遣講話を実施。

活動実績

令和6年1月末時点で定期講話会を32回、派遣講話を78回実施。

場 所

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1

開館時間

10:00～17:30 (入館17:00まで)

休館日

月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始

アクセス

地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)

ホームページ

<https://www.showakan.go.jp>

入館料

小中学生:無料 高校・大学生:200円 大人400円(その他、無料・割引制度あり)

第3 しょうけい館について

●設置目的

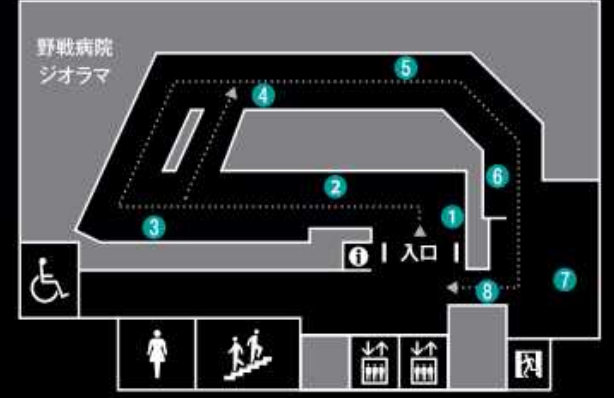
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、次世代にその労苦を伝えるための国立の施設です。(平成18年3月開設、令和5年10月移転)

●事業の概要

1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

《常設展示について》

体験者の証言をもとに戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦を伝えます。



野戦病院 ジオラマ

1 インタロダクション 一人の若き兵士の紹介
 2 戦地へ向けて 徴兵/入営/出征/戦地での生活
 3 戦地での受難、治療 受傷/救護/収容/野戦病院
 4 搬送、戦時下の療養生活 搬送/病院船/戦時下の療養生活/退院後の社会復帰
 5 家族とともに 生活の困窮/傷病とともに生きる/ともにのりこえて
 6 触れて知る展示
 7 テーマ別展示 寄贈資料をテーマ別に紹介
 8 平和へのメッセージ

《企画展・地方展について》

・春と夏に様々なテーマで企画展を開催します。また、神奈川県で地方展を開催する予定です。

企画展(平成19年度から毎年開催)	
令和6年3月5日～6月2日	義手と仕事～戦争で手を失った戦傷病者～
地方展(平成27年度から開催)	
令和6年6月19日～6月30日	昭和館・しょうけい館・平和祈念展示資料館 合同巡回展(大分県大分市)

《語り部活動事業について》

・令和元年10月より、「戦後世代の語り部活動事業」を実施しています。

語り部活動事業	
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・団体見学者を対象とした語り部講話、外部への派遣講話を実施しています(令和元年10月～令和6年1月末の間で館内講話を57回、派遣講話を22回実施) ・毎月第2日曜日に定期講話会を実施しています。

《証言映像の上映》

・戦傷病者とその家族が語る様々な体験談の映像を上映しています。

証言映像の上映	
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月テーマを決めて上映、団体には無料貸出を行っています。 ・企画展では、テーマに関連した作品を、約200本の証言映像から選択し上映します。また、シアターで定期上映会も行っています。

《施設概要》

場 所	〒102-0073 東京都千代田区九段北1-11-5 グリーンオーク九段 2階
開 館 時 間	10:00～17:30(入館は17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.shokeikan.go.jp/
入 館 料	無 料

第4 中国残留邦人等の数

1. 中国残留邦人の状況（令和6年1月31日現在）

（1）孤児の肉親調査

孤児総数 2,818人
うち身元判明者 1,284人

（2）永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6,725人（家族を含めた総数 20,912人）
うち孤児 2,557人（ ” 9,381人）
うち婦人等 4,168人（ ” 11,531人）

（注）孤児の中には、夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,553世帯、婦人等4,168世帯、計6,721世帯である。

（3）一時帰国の状況

一時帰国の延人数 6,063人（家族を含めた総数 10,196人）
うち孤児 1,435人（ ” 2,813人）
うち婦人等 4,628人（ ” 7,383人）

2. 樺太等残留邦人の状況（令和6年1月31日現在）

（1）永住帰国の状況

永住帰国者の総数 112人（家族を含めた総数 280人）
うち樺太 88人（ ” 224人）
うち旧ソ連本土 24人（ ” 56人）

（注）永住帰国者の中には、残留邦人である家族が5人いるので、帰国世帯総数は107世帯である。

（2）一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2,355人（家族を含めた総数 3,476人）
うち樺太 2,065人（ ” 2,969人）
うち旧ソ連本土 290人（ ” 507人）

3. 満額の老齢基礎年金を受給するための一時金支給決定者数 （令和6年1月31日現在）

6,281人

4. 支援給付受給者数（令和5年10月現在（福祉行政報告例））

3,377世帯 4,668人

5. 配偶者支援金受給者数（令和5年10月現在（福祉行政報告例））

556人

第5 中国残留邦人等に対する支援策

※国が委託する施設での支援

研修施設での支援

中国帰国者支援・
交流センター
(全国7ブロックに設置)
(北海道、東北、首都圏、
東海・北陸、近畿、
中国・四国、九州)

- ＜帰国後6か月間の定着促進支援(首都圏センター)＞
 - ・平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
 - ・集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修)
- ＜定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)＞
 - ・集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修)
- ＜永続的な支援(7センター共通)＞
 - ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
 - ・生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
 - ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
- ＜介護に係る環境整備(7センター共通)＞
 - ・語りかけボランティア訪問
- ＜次世代継承事業(首都圏センター)＞
 - ・中国残留邦人等が経験した様々な労苦を次世代に語り継ぐ語り部事業を実施。

※自治体が支援給付及び配偶者
支援金の支給事務を実施

生活支援

満額の老齢基礎 年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても
保険料の納付を認める。
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び 配偶者支援金 の支給

- ＜支援給付＞
 - ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
 - ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
 - ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- ＜配偶者支援金＞
 - ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(特定中国残留邦人等が永住帰国する前
から継続して配偶者である者)に対して支給

※自治体が地域の実情
に応じて実施

地域での支援

地域での多様な
ネットワークを活用し、
地域で安定して生活
できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業
費等補助金事業(10/10国庫補
助)として実施

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助 等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
 - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
 - ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国残留邦人等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

(参考1) 定着後の生活支援

下記を活用して地域社会での生活を支援している。

- 地域に定着後は、生活支援を受けながら、中国帰国者支援・交流センターや地域社会での支援により日本語を学んだり、交流事業等へ本人の希望で参加できる。

中国帰国者支援・交流センター

- ・通所施設(全国7か所に設置)
- ・進度別、目的別ニーズに合わせた日本語習得支援
- ・生活相談や地域社会、帰国者同士の交流支援
- ・帰国者の生活に資する情報の提供
- ・中国残留邦人等への理解を深める普及啓発活動
- ・介護に係る環境整備事業
- ・定着促進事業、自立研修事業の実施等
(首都圏センター)

地域社会における生活支援

- ・地域住民に対する広報活動事業への支援
- ・地域で実施する日本語交流事業への支援
- ・地域ボランティア等が実施する日本語教室及び二世の就労に資する日本語教室に対する支援
- ・医療・介護サービスを利用するための自立支援通訳の派遣支援
- ・就労相談員による就労支援
- ・日本語教室、交流事業等への参加に必要な交通費、教材費の支援等

日本語教室や交流事業の実施に際しては、支援・交流センターの地域支援コーディネーターを活用し積極的に連携いただきたい。

- 永住帰国してから1年後に要件を満たす方は、満額の老齢基礎年金等と支援給付が受けられる。

満額の老齢基礎年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても納付を認め
- ・納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給

支援給付の支給

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外
- ・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、満額の老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給を行う。

- 支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者※に対して支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。

配偶者支援金の支給

- ・満額の老齢基礎年金の3分の2相当額を支給
- ・配偶者支援金は、全額収入認定除外

※ 特定配偶者とは、中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者をいう

(参考 2)

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7か所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7か所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

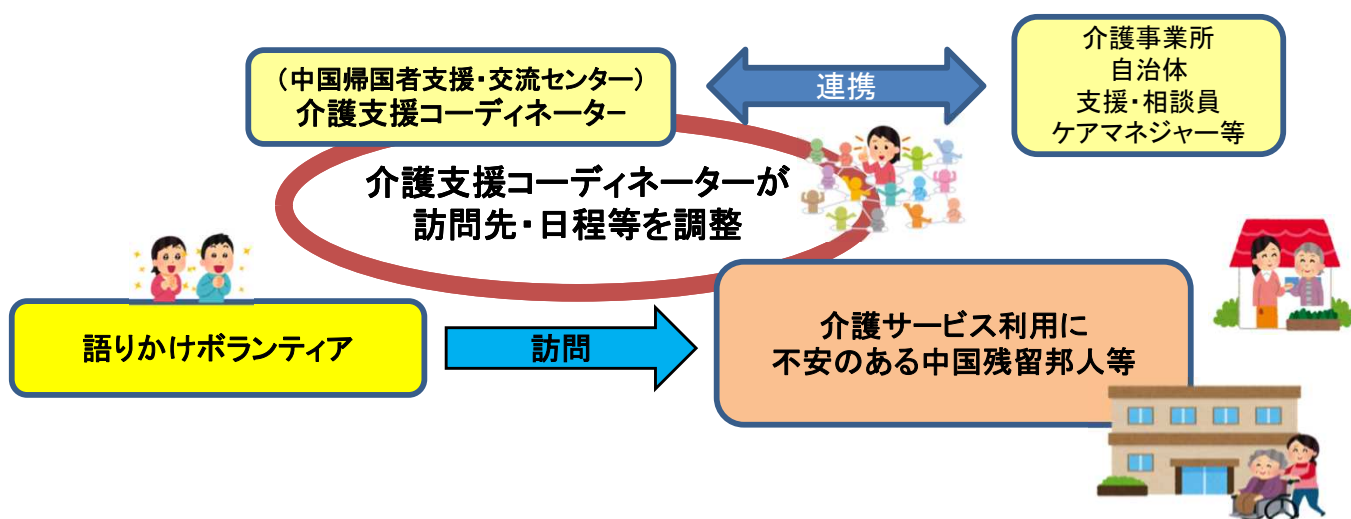
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。



(参考3) 地域生活支援事業の実施状況等

1. 自立支援通訳の派遣内容内訳

派遣内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療機関・介護施設への派遣	92.3%	92.1%	94.1%
関係行政機関への派遣	5.7%	5.7%	4.8%
その他の派遣	2.0%	2.2%	1.1%
派遣回数	18,294	20,351	20,362

2. 支援給付受給世帯数と支援・相談員の配置人数

派遣内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援給付受給世帯数	3,847	3,712	3,547
支援・相談員配置人数	335	322	324

※支援給付受給世帯数は「福祉行政報告例」における月平均

3. 主な中国残留邦人等地域生活支援事業の実施状況

事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域住民に対する 広報活動事業	5	7	9
地域で実施する日本語 交流事業の支援	36	35	41
日本語教室の開催に 必要な経費の支援	49	47	45
自立支援通訳派遣事業	139	140	137
交通費・教材費の支援	114	102	117

※数字は自治体数(都道府県、指定都市、中核市、一般市を含む)

(参考4) 公営住宅の住替え関係

○「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成20年3月31日国住備第143号 国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて通知)

第三 特定入居の取扱いについて

中国残留邦人等の平均年齢が約70歳と高齢化していること、帰国した中国残留邦人等の多くが公営住宅に入居していることに鑑み、現に公営住宅に入居している中国残留邦人等又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合等公営住宅法施行令第5条第3号に該当する場合には、特定入居による住替えの積極的な活用について検討されたい。

○「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」(平成25年6月27日国住備第57号 国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知)

第二 優先入居の対象世帯等

法令等において公営住宅への入居における特別の配慮等が位置付けられている者等、次の世帯については、現在の社会経済情勢に照らし、特に住居の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられます。事業主体においては、これらの世帯の取扱いについて、関係通知を参考にしつつ適切な運用をお願い致します。

①～⑦ 略

⑧ 中国残留邦人等世帯

(参考5) 支援・相談員配置基準

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	7日間
2世帯以上4世帯以下	1人	21日間
5世帯以上9世帯以下	1人	49日間
10世帯以上19世帯以下	1人	105日間
20世帯以上29世帯以下	1人	175日間
30世帯以上59世帯以下	1人	常勤
60世帯以上89世帯以下	2人	常勤
90世帯以上119世帯以下	3人	常勤
120世帯以上149世帯以下	4人	常勤
150世帯以上179世帯以下	5人	常勤
180世帯以上	6人	常勤

※中国残留邦人等の状況等に応じた弾力的運用も可能(要協議)。

第6 支援給付及び配偶者支援金について

支援給付・配偶者支援金とは

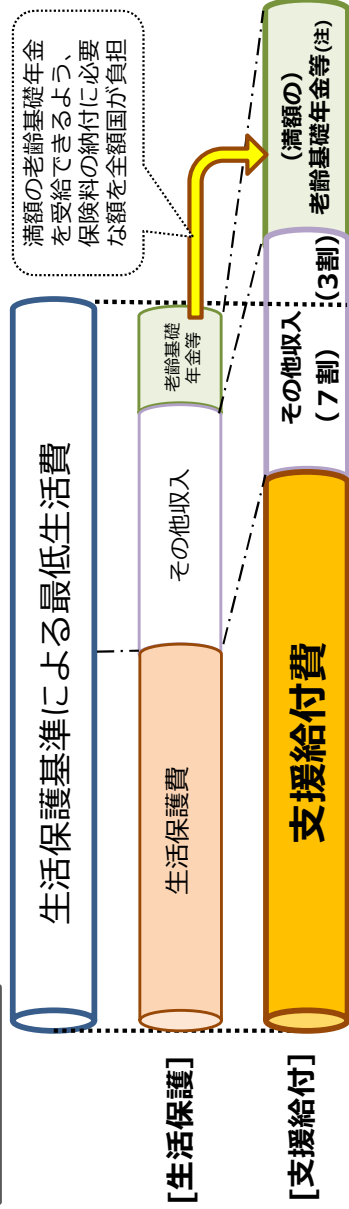
- 永住帰国した特定中国残留邦人等(注1)とその配偶者の老後の生活を安定させるため、老齢基礎年金等の満額受給に加えて、世帯の収入が一定の基準に満たない場合、**支援給付**を支給（平成20年4月～）
注1 特定中国残留邦人等 … 中国残留邦人等のうち満額の老齢基礎年金等受給のための要件を満たす者
- 中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等の死亡後に特定配偶者(注2)に対し、**支援給付**に加えて**配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の2／3相当額）**を支給（平成26年10月～）
注2 特定配偶者 … 永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である者
- 受給状況（令和5年10月現在） 支援給付：4,668人 配偶者支援金：556人 【出典：福祉行政報告例】

支援給付について

- 支援給付の支給額は、生活保護制度と同様、保護の基準に基づく最低生活費と世帯収入を比較し、不足する額を支給するが、以下は収入認定から除外。
①満額の老齢基礎年金等、②勤労収入・厚生年金等のその他収入の3割分

イメージ図

※生活保護と支援給付の比較



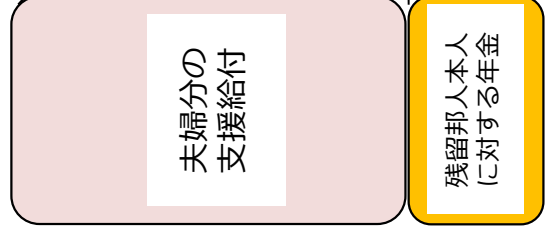
(注) 収入認定から除外されるのは、特定中国残留邦人等に対する年金のみ。配偶者も年金を受給している場合はその他収入に計上

- 生活費（生活支援給付）のほか、住宅費、医療費、介護費、介護費等も個々の世帯に応じて支給。
- その他の運用も原則として生活保護法の例によるが、一部異なる取扱いとしている。（開始時の保有容認預貯金額、自動車保有の取扱い など）

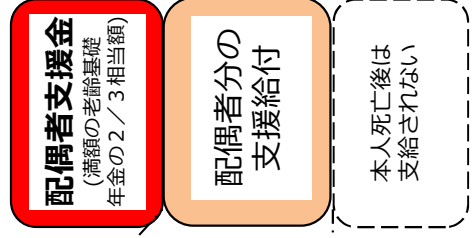
配偶者支援金について

- 特定中国残留邦人等の死亡後も特定配偶者が安定した生活を営むことができるよう、支援給付に加えて配偶者支援金を支給。

【残留邦人の夫婦世帯】 残留邦人本人が生存中



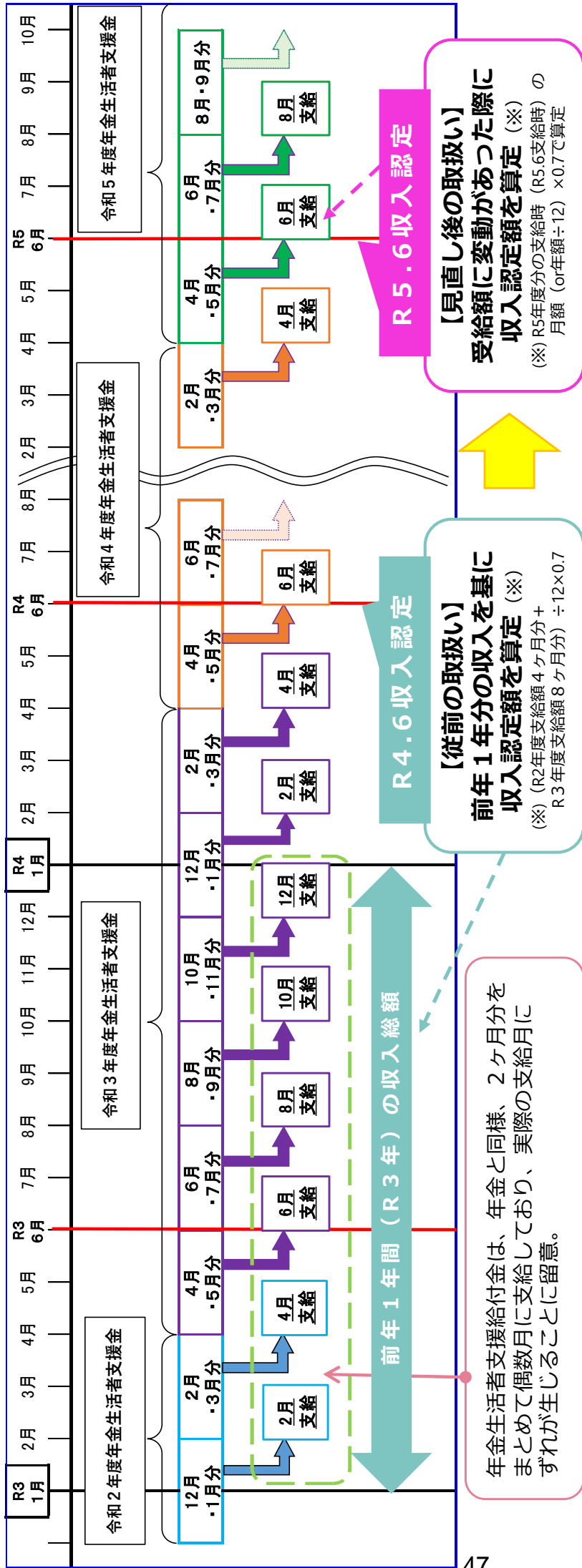
【配偶者単身世帯】



支援給付における年金生活者支援給付金の収入認定方法の見直しについて

- 令和元年10月より施行された年金生活者支援給付金について、支援給付の実施要領上、「年金以外の公的給付金等の収入」に整理されているため、前年1年間の収入総額を基に翌年6月に収入認定月額を算定する必要があるが、算定に当たり2か年度分の支給額を確認する必要があり(例、R4.6の確認時に、R2年度分(R3.2月、4月支給額)とR3年度分(R3.6~12月支給分)の支給額を基に月額算定が必要)、多くの実施機関で誤った取扱いとなっていた。
- 実施機関の負担軽減等を図るため、令和5年6月の収入認定より、年金収入と同様、年金生活者支援給付金の受給額に変動があった際に収入認定額を見直す方法に改める(収入の種類としては、「年金以外の公的給付金等の収入」から変更はしない)。

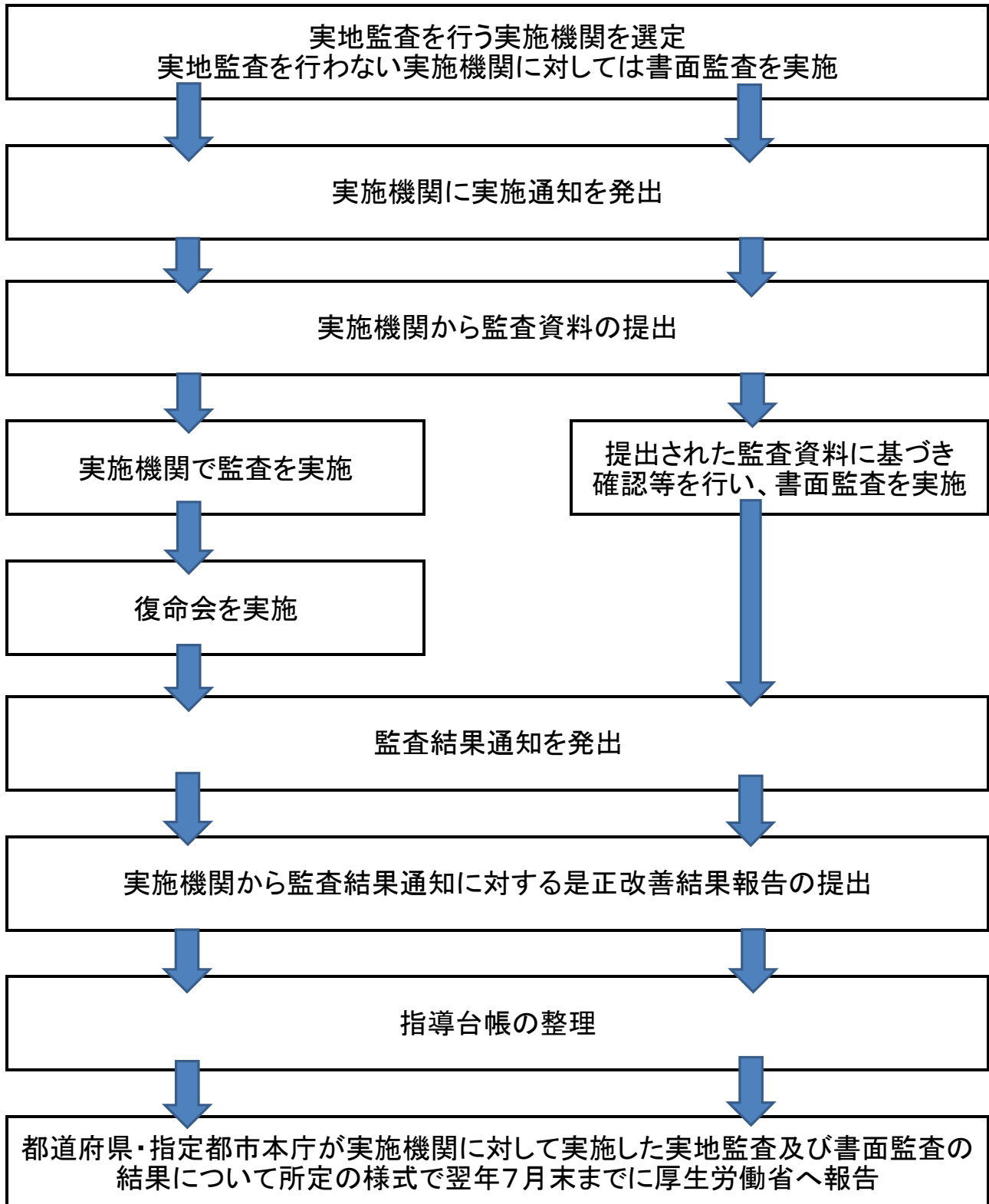
見直しのイメージ



第7 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

実地監査

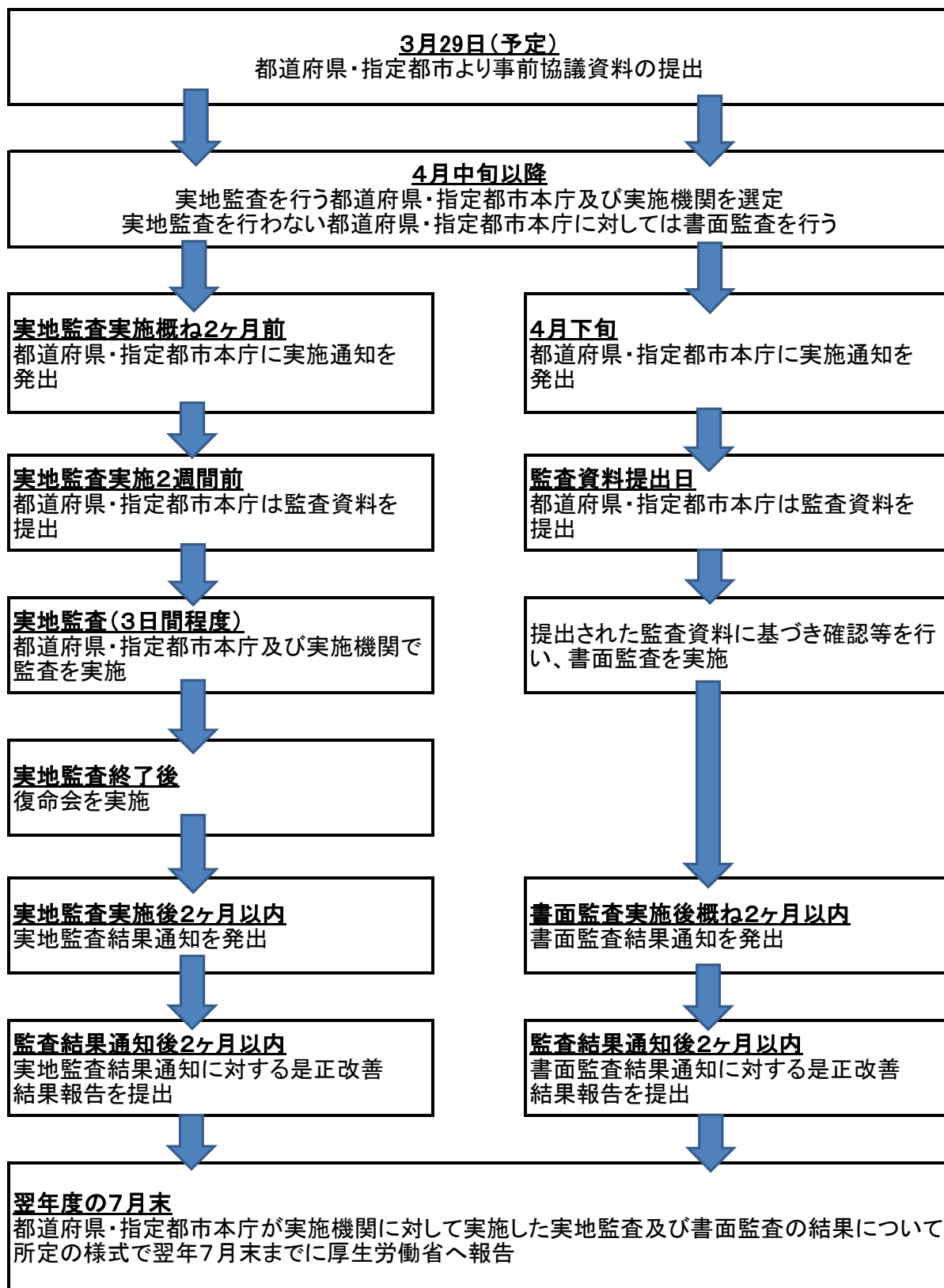
書面監査



第8 厚生労働省が実施する支援給付等施行事務監査の1年の流れ

実地監査

書面監査



第9 中国帰国者支援・交流センター一覧

令和5年4月1日現在

名称 (事業の実施主体)	所在地	所長名 (委託団体の長)	開設年月日
北海道中国帰国者 支援・交流センター TEL: 011-252-3411 FAX: 011-252-3412 (社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 TEL: 011-241-3976 FAX: 011-251-3971)	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階 交通: JR札幌駅から徒歩約8分 地下鉄南北線さっぽろ駅から徒歩約8分 地下鉄南北線・東西線大通駅から徒歩約10分 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道社会福祉総合センター3階	センター所長 加藤 欣也 北海道社会福祉協議会 会長 長瀬 清	平19.8.1
東北中国帰国者 支援・交流センター TEL: 022-263-0948 FAX: 022-217-9388 (社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 TEL: 022-225-8476 FAX: 022-715-8507)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館 交通: 地下鉄南北線勾当台公園駅から徒歩約8分 市バス県庁市役所前下車徒歩約5分 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F	センター所長 浅野 律子 宮城県社会福祉協議会 会長 加藤 睦男	平19.8.1
首都圏中国帰国者 支援・交流センター TEL: 03-5807-3171 FAX: 03-5807-3174 (公益財団法人 中国残留孤児援護基金 TEL: 03-6667-0552 FAX: 03-6667-0553)	〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カニフレイズ新御徒町6階(教室)・7階(事務所) 交通: つくばエクスプレス、都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A1出口より 徒歩1分 JR山手線「御徒町駅」北口より徒歩7分 東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」3出口より徒歩6分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩6分 〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目6番8号 Imas Works Bakurocho 4階	センター所長 新津 浩平 中国残留孤児援護基金 理事長 炭谷 茂	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター TEL: 052-954-4070 FAX: 052-954-4071 (社会福祉法人 愛知県厚生事業団 TEL: 052-325-7325 FAX: 052-325-7320)	〒461-0014 愛知県名古屋市東区榑木町1-1-9 日本棋院中部会館6階 交通: 名古屋駅バスターミナル8番 幹名駅1系統 上飯田行きまたは大曾行き利用東片端下車 徒歩3分 JR名古屋駅・名鉄名古屋駅から地下鉄桜通線利用 高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 JR金山駅・名鉄金山駅から地下鉄名城線利用久屋大通駅 乗換え地下鉄桜通線高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 〒461-0032 愛知県名古屋市東区出来町2-8-21	センター所長 川 義満 愛知県厚生事業団 理事長 内田 康史	平18.9.1
近畿中国帰国者 支援・交流センター TEL: 06-6361-6114 FAX: 06-6361-2997 (公益財団法人 大阪YWCA TEL: 06-6361-0838 FAX: 06-6361-2997)	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-1-2 交通: 阪急梅田駅から東へ徒歩10分 阪神梅田駅から東へ徒歩10分 JR大阪駅から東へ徒歩10分 地下鉄堺筋線扇町駅A2番出口から西へ徒歩5分 地下鉄谷町線中崎駅1番出口から南へ徒歩5分 JR環状線天満駅から西へ徒歩7分 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-1-2	センター所長 中山 羊奈 大阪YWCA 代表理事 谷川 いづみ	平13.11.1
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター TEL: 082-250-0210 FAX: 082-254-2464 (社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 TEL: 082-254-3411 FAX: 082-252-2133)	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 交通: 広島・広電バス「南区役所前」(産業会館前)下車 徒歩1分 路面電車「比治山橋」電停下車 徒歩5分 広島・広電バス「大学病院入口」下車 徒歩10分 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2	センター所長 村井 拓夫 広島県社会福祉協議会 会長 山本 一隆	平18.9.1
九州中国帰国者 支援・交流センター TEL: 092-589-6667 FAX: 092-589-6665 (社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 TEL: 092-584-3377 FAX: 092-584-3369)	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(カオパ・プザ)内 交通: JR鹿児島本線「春日駅」下車 徒歩1分 西鉄大牟田線「春日原駅」下車 徒歩9分 西鉄バス「JR春日駅」下車 徒歩1分 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(カオパ・プザ)内	センター所長 関 明子 福岡県社会福祉協議会 会長 酒見 俊夫	平16.6.1

●支援・交流センターHP <http://www.sien-center.or.jp/>

第 10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

1. 集団による訪日調査によるもの

令和 6 年 1 月 31 日現在

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第 1 次 (昭 56. 3)	4 7 人	3 0 人	6 3. 8 %
第 2 次 (昭 57. 2~3)	6 0	4 5	7 5. 0
第 3 次 (昭 58. 2~3)	4 5	2 5	5 5. 6
第 4 次 (昭 58. 12)	6 0	3 7	6 1. 7
第 5 次 (昭 59. 2~3)	5 0	2 7	5 4. 0
第 6 次 (昭 59. 11~12)	9 0	3 9	4 3. 3
第 7 次 (昭 60. 2~3)	9 0	3 9	4 3. 3
第 8 次 (昭 60. 9)	1 3 5	4 1	3 0. 4
第 9 次 (昭 60. 11~12)	1 3 5	3 4	2 5. 2
第 10 次 (昭 61. 2~3)	1 3 0	3 4	2 6. 2
第 11 次 (昭 61. 6)	2 0 0	8 0	4 0. 0
第 12 次 (昭 61. 9)	2 0 0	6 4	3 2. 0
第 13 次 (昭 61. 10~11)	1 0 0	3 4	3 4. 0
第 14 次 (昭 61. 12)	4 2	1 5	3 5. 7
第 15 次 (昭 62. 2~3)	1 0 4	2 8	2 6. 9
昭 62-1 (昭 62. 11)	5 0	1 0	2 0. 0
昭 62-2 (昭 63. 2~3)	5 0	1 3	2 6. 0
昭 63-1 (昭 63. 6~7)	3 5	1 2	3 4. 3
昭 63-2 (平元. 2~3)	5 7	9	1 5. 8
平成元年 (平 2. 2~3)	4 6	1 2	2 6. 1
平成 2 年 (平 2. 11~12)	3 7	4	1 0. 8
平成 3 年 (平 3. 11~12)	5 0	6	1 2. 0
平成 4 年 (平 4. 11~12)	3 3	4	1 2. 1
平成 5 年 (平 5. 10~11)	3 2	5	1 5. 6
平成 6 年 (平 6. 11~12)	3 6	5	1 3. 9
平成 7 年 (平 7. 10~11)	6 7	7	1 0. 4
平成 8 年 (平 8. 10~11)	4 3	4	9. 3
平成 9 年 (平 9. 10)	4 5 (1)	3	6. 8
平成 10 年 (平 10. 11)	2 7	5	1 8. 5
平成 11 年 (平 11. 11)	2 0	2	1 0. 0
計	2, 1 1 6 (1)	6 7 3	3 1. 8

注：()内の 1 人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

2. 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成 12 年 (平 12. 11)	2 0 人	3 人	1 5. 0 %
平成 13 年 (平 13. 11)	2 0	4	2 0. 0
平成 14 年 (平 14. 11)	6	1	1 6. 7
平成 15 年 (平 16. 2)	1 0	1	1 0. 0
平成 16 年 (平 16. 11)	1 2	1	8. 3
平成 17 年 (平 17. 11)	5	0	0. 0
平成 18 年 (平 18. 11)	7	0	0. 0
平成 19 年 (平 19. 11)	4	1	2 5. 0
平成 20 年 (平 20. 11)	3	1	3 3. 3
平成 21 年 (平 21. 11)	1	0	0. 0
平成 23 年 (平 23. 11~12)	1	0	0. 0
平成 24 年 (平 24. 11~12)	1	0	0. 0
計	9 0	1 2	1 3. 3

注：平成 22 年度、平成 25 年度～令和 4 年度は情報公開者が無かったため、訪日対面調査は行っていない（令和 5 年度も実施はない見込）。

第11「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）概要

※平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決（全会一致）、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で施行日の修正を経て可決（全会一致）、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立（全会一致）

※令和5年5月31日、改正法案を衆議院厚生労働委員長提出。6月1日、衆議院全会一致可決。6月9日、参議院全会一致可決、成立。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から令和6年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること（令和5年改正法により令和11年度まで延長）
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

- ・ 遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域（※）又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定【平成28年5月31日 閣議決定】【令和5年7月28日 基本計画の改正を閣議決定】
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

- ・ 平成28年4月1日

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】 一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」 ※平成28年11月活動開始

【会長】 水落敏栄（一財）日本遺族会会長（令和4年8月25日付就任）

【所属団体（13団体※）】 ※令和6年1月末時点

（一財）日本遺族会 硫黄島協会

（公財）大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会 特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団体

（一財）全国強制抑留者協会 特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

東部ニューギニア戦友・遺族会 小笠原村在住硫黄島旧島民の会

全国ソロモン会 特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会（公社）隊友会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（抄）

第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・ 国の責務
 - 政府は、一体となって、国の責務として施策を確実に実施し、厚生労働省は、本施策の実施に係るガバナンスの強化等を推進する
- ・ 集中実施期間
 - 令和11年度までの集中実施期間に、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所（令和4年3月末時点）の情報と新規に取得見込みの情報に係る現地調査を実施する。その上で、集中実施期間に一柱でも多くの遺骨収集を実施する
- ・ 関係行政機関の連携協力
 - 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する
 - ・ 外務省：関係国政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、現地調査員の確保支援、遺骨の一時保管 等
 - ・ 防衛省：硫黄島における重機及び物資の輸送支援、在島自衛官による遺骨収容支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還 等

※太字下線は令和5年度改正事項

2 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

- ・ 実施計画の策定
 - 厚生労働省は、毎事業年度開始前に、別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画書を作成する
 - 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集を総合的かつ計画的に実施するため、事業計画書を踏まえ、事業実施計画を策定する
- ・ 情報の収集、整理及び分析
 - 情報収集については、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画書に基づき実施する。ただし、機密指定されていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等、相手国政府との協議等を要する場合は、政府の主體的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する
- ・ 関係国の政府等との協議等
 - 特に、米国については、平成31年4月に厚生労働省と米国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）が取り交わした協力覚書を踏まえた連携を進める

・ 戦没者の遺骨収集の実施

- 戦没者の遺骨収集に携わる者の資質向上を図る観点から、**職員等への研修を実施**し、また、指定法人と連携し、戦没者の遺骨収集について各種の民間団体等から円滑に協力を得ることができるよう、**戦没者の遺骨収集に参加する者への安全配慮や健康管理の取組を実施**する
- 戦没者の遺骨収集に当たっては、**我が国の戦没者の遺骨であることの確認を着実に実施**する。具体的には、
 - ・ 遺留品がある場合にはその分析を確実に行うとともに、当該遺骨の形質鑑定を行った鑑定人の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取して本邦に持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で一時保管する
 - ・ 本邦に持ち帰った検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施し、我が国の戦没者の遺骨であると判定された場合に、現地で一時保管している遺骨を焼骨して本邦に送還する
 - ・ 相手国政府等との間で特別の定めがある場合は、当該特別の定めに従う
- 沈没した艦船の戦没者の遺骨収集に当たっては、**観光ダイバー等の目に触れて遺骨の尊厳が損なわれているような場合に、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施**するとともに、ダイバー等との連携を進め、積極的に情報提供を呼びかける

・ 戦没者の遺骨の鑑定及び遺族への引渡し並びに遺留品の調査・返還

- 戦没者の遺骨鑑定に当たっては、**鑑定の迅速化及び高度化を進め**、戦没者を特定し当該戦没者の遺族のもとへ遺骨を引き渡す。このため、
 - ・ 令和2年度に厚生労働省に設置した戦没者遺骨鑑定センターにおいて、DNA鑑定による戦没者の遺骨の所属集団判定や身元特定、新たな鑑定技術の研究など、多岐にわたる科学的鑑定を二元的に進行管理する
 - ・ 戦没者遺骨鑑定センター分室(DNA分析施設)及びDNA鑑定機関における戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を行う
- 収容又は本邦に送還した戦没者の遺骨から可能な限りDNA情報の抽出を行い、データベース化を推進する。また、遺留品等の身元特定につながる手掛かり情報がある場合には、関係すると思われる遺族に個別に呼びかけを行い、身元特定のためのDNA鑑定を実施する
- 遺留品等の身元特定につながる手掛かり情報がなくても、**厚生労働省がDNA鑑定用の検体を保管している全地域を対象に、DNA鑑定を公募により実施**するとともに、遺族に対する戦没者の遺骨のDNA鑑定に関する周知広報を行う
- **同位体分析の戦没者の遺骨の鑑定への活用を進めるとともに**、戦没者の遺骨の鑑定等に関する研究を推進する
- 戦没者の個人名が記載された日章旗や千人針などの**戦没者の遺留品**について、厚生労働省が保管する資料等をもとに、**都道府県や市町村等の協力を得て、遺族を調査し、返還を進める**

3 その他戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項

- ・ **戦没者の遺骨収集等の実施状況の公表**
 - 戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づき戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する 関係省庁で連携し、米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国籍側の同意を得て、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

中部太平洋諸島(3)に掲げるものを除く。)、フィリピン、ベトナム・ラオス・カンボジア、タイ・マレーシア・シンガポール、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア(西イリアンを含む。)、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、韓国	資料調査や現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する
旧ソ連(ウズベキスタンを除く。)、モンゴル	抑留中死亡者の埋葬地等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。なお、 これらの取組に当たっては、外務省等関係行政機関と連携し、国際情勢を踏まえて適切に対応する
樺太・千島(北樺太を除く。)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。なお、 これらの取組に当たっては、外務省等関係行政機関と連携し、国際情勢を踏まえて適切に対応する

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む。)、マレーシア諸島、マリアナ諸島、ウズベキスタン、アリユーション列島については、関係省庁と連携し、相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進する
--

第13 令和5年度戦没者慰霊事業実施状況

令和5年12月末現在

<遺骨収集等>

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			収容 遺骨数(柱) ※2	備 考
		政府職員※1	推進協会※3	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】						
カザフスタン共和国(遺骨収集事前協議・埋葬地調査)	R5.7.11～R5.7.26	1	2	3	0	
カザフスタン共和国(遺骨収集)	R5.9.30～R5.10.12	1	8	9	13	
小 計		2	10	12	13	
【南方地域等】						
マリアナ(現地調査)	R5.5.11～R5.5.22	0	8	8	0	
東部ニューギニア(現地調査)	R5.5.12～R5.5.25	1	5	6	0	
パラオ(現地調査)	R5.5.15～R5.6.3	0	14	14	0	
米国ハワイ(遺骨収集)	R5.5.29～R5.6.16	5	0	5	0	検体のみ送還(406検体)
ビスマーク・ソロモン(現地調査)	R5.6.4～R5.6.15	1	10	11	0	
フィリピン(協議)	R5.6.19～R5.6.23	2	0	2	0	
東部ニューギニア(現地調査・遺骨収集②)	R5.6.30～R5.7.15	2	5	7	0	検体のみ送還(3柱相当)
マーシャル(現地調査)	R5.7.4～R5.7.14	1	4	5	0	
マリアナ(現地調査②)	R5.7.15～R5.7.23	0	4	4	0	
パラオ(現地調査②)	R5.7.17～R5.7.31	0	16	16	0	
インドネシア(協議)	R5.7.26～R5.7.29	2	0	2	0	
モンゴル(ノモンハン)(現地調査・遺骨収集)	R5.7.25～R5.8.9	2	4	6	0	検体のみ送還(21柱相当)
ビスマーク・ソロモン(現地調査・遺骨収集②)	R5.7.28～R5.8.11	2	18	20	0	検体のみ送還(135柱相当)
マリアナ(現地調査④)	R5.8.17～R5.9.1	2	9	11	0	
フィリピン(協議)	R5.8.20～R5.8.26	3	0	3	0	
バングラディシュ(現地調査)	R5.8.26～R5.9.2	1	3	4	0	
ギルバート(現地調査)	R5.8.29～R5.9.8	0	4	4	0	
東部ニューギニア(現地調査・遺骨収集③)	R5.9.8～R5.9.30	2	10	12	0	検体のみ送還(23柱相当)
マリアナ(現地調査⑤)	R5.9.14～R5.9.29	0	9	9	0	
インド(現地調査①)	R5.10.1～R5.10.17	0	6	6	0	
ビスマーク・ソロモン(現地調査③)	R5.10.1～R5.10.15	0	4	4	0	
パラオ(現地調査③)	R5.10.2～R5.10.16	0	14	14	0	
トラック(現地調査・遺骨収集)	R5.10.17～R5.10.27	2	8	10	0	検体のみ送還(4柱相当)
ミャンマー(協議)	R5.10.23～R5.10.28	1	0	0	0	
マリアナ(現地調査⑥)	R5.10.23～R5.11.10	2	2	4	0	
マーシャル(現地調査・遺骨収集)	R5.10.24～R5.11.8	2	5	7	0	検体のみ送還(21柱相当)
沖縄(現地調査)	R5.10.30～R5.11.2	2	0	2	0	
東部ニューギニア(現地調査④)	R5.11.10～R5.11.24	0	8	8	0	
フィリピン(現地調査・遺骨収集①)	R5.11.14～R5.11.24	3	0	3	0	検体のみ送還(3柱相当)
インドネシア(現地調査・遺骨収集①)	R5.11.25～R5.12.9	3	7	10	0	
パラオ(遺骨収集)	R5.11.27～R5.12.13	6	16	22	0	検体のみ送還(122柱相当)
小 計		47	193	239	0	

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収 容 遺 骨 数 (柱) ※2	備 考
		政府職員※1	推進協会※3	計		
【硫黄島】						
第1回常駐業務	R5.4.5～R5.4.25	1	0	1	0	
第2回常駐業務	R5.5.28～R5.6.7	1	0	1	0	
第1回調査・常駐業務	R5.6.6～R5.6.21	1	4	5	0	
第2回調査・常駐業務	R5.6.20～R5.7.6	1	5	6	0	
第3回調査・常駐業務	R5.7.5～R5.7.19	1	4	5	0	
第4回調査・常駐業務	R5.7.18～R5.8.2	1	5	6	0	
第1回遺骨収集	R5.7.25～R5.8.10	2	29	31	17	
第3回常駐業務	R5.8.1～R5.8.9	1	0	1	0	
第5回調査・常駐業務	R5.8.8～R5.8.23	1	5	6	0	
第6回調査・常駐業務	R5.8.22～R5.9.6	1	2	3	0	
第7回調査・常駐業務	R5.9.5～R5.9.27	1	2	3	0	
第2回遺骨収集	R5.9.26～R5.10.12	2	32	34	22	
第4回常駐業務	R5.9.26～R5.10.11	1	0	1	0	
第8回調査・常駐業務	R5.10.10～R5.11.1	1	4	5	0	
第9回調査・常駐業務	R5.10.31～R5.11.16	1	4	5	0	
第5回常駐業務	R5.11.15～R5.11.30	1	0	1	0	
第6回常駐業務	R5.11.29～R5.12.21	1	0	1	0	
小 計		19	96	115	39	
【海外資料調査】						
小 計		0	0	0	0	
合 計		68	299	366	52	

※1 政府職員は指導監督として派遣

※2 収容遺骨数については、鑑定中の遺骨があるため暫定値である。

※3 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実にを行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。

＜慰霊巡拝＞

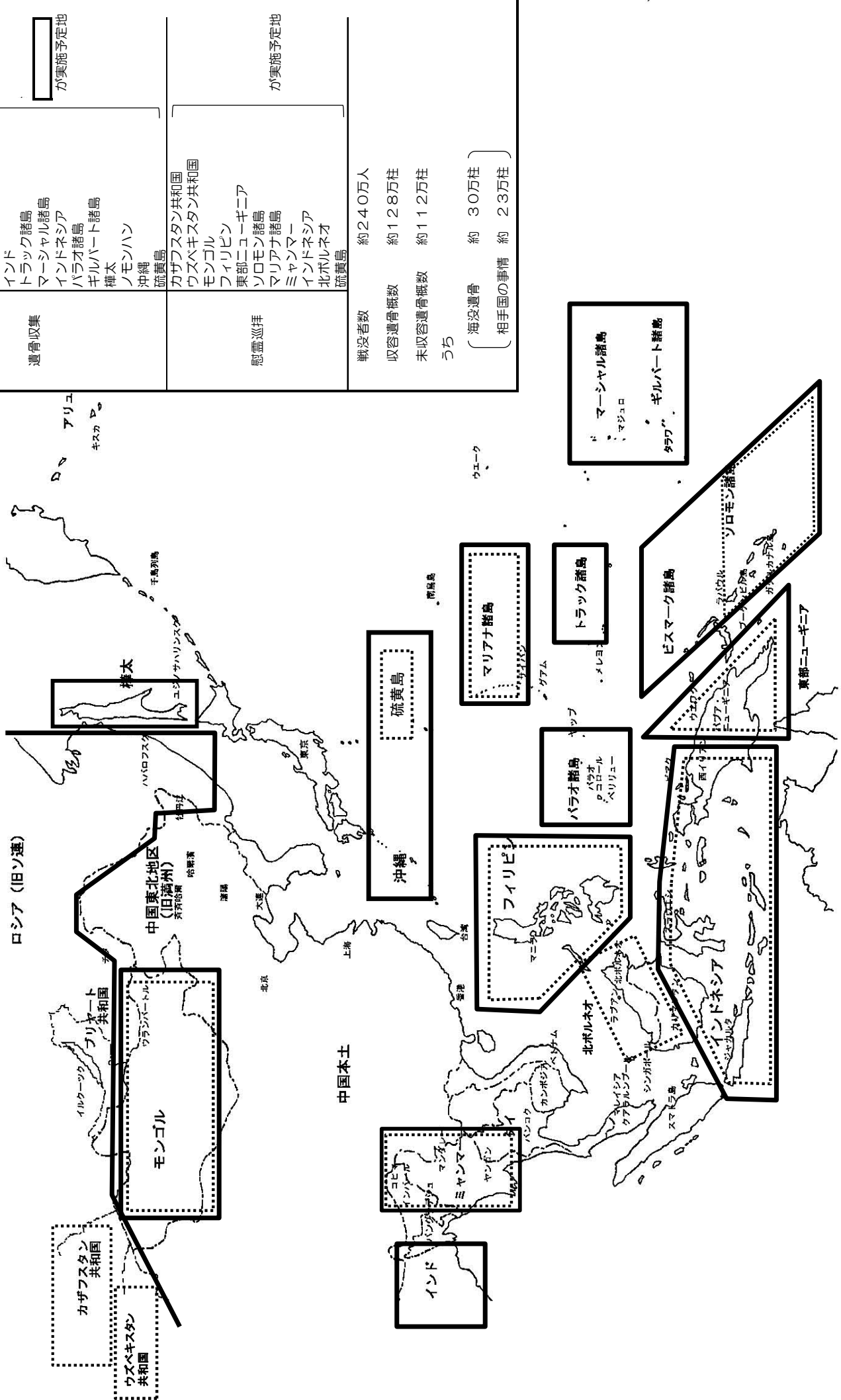
地 域	実施期間	派遣人員（人）			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【旧ソ連等抑留中死亡者】 カザフスタン共和国	R5. 8. 22 ~ 8. 28	2	2	4		
小 計		2	2	4		
【南方地域等】						
インドネシア共和国	R5. 9. 5 ~ 9. 11	2	7	9		
東部ニューギニア	R5. 9. 8 ~ 9. 15	2	11	13		
北ボルネオ	R5. 9. 27 ~ 10. 2	2	3	5		
ビスマーク諸島	R5. 10. 6 ~ 10. 13	4	16	20		
フィリピン（第1次）	R5. 12. 7 ~ 12. 14	4	23	27		
小 計		14	60	74		
【硫黄島】						
第1次	R5. 11. 7 ~ R5. 11. 8	13	80	93	1	中止※3
小 計		13	80	93	1	
合 計		29	142	171	1	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない参加遺族等

※3 硫黄島近海の噴火の影響により航空機が安全に飛行できないため中止した。

第14 令和6年度遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



第15 都道府県別DNA鑑定結果

令和6年1月末現在

No.	都道府県	鑑定結果数	内訳			備考
			判明者数	否定数	判定不能数	
1	北海道	527	58	454	15	
2	青森県	84	27	57	0	
3	岩手県	98	30	68	0	
4	宮城県	105	22	83	0	
5	秋田県	50	13	37	0	
6	山形県	77	17	59	1	
7	福島県	96	27	68	1	
8	茨城県	118	28	90	0	
9	栃木県	59	16	43	0	
10	群馬県	67	19	47	1	
11	埼玉県	241	59	181	1	
12	千葉県	266	58	207	1	
13	東京都	471	88	380	3	
14	神奈川県	320	50	269	1	
15	新潟県	112	20	90	2	
16	富山県	49	14	35	0	
17	石川県	53	12	41	0	
18	福井県	42	6	33	3	
19	山梨県	50	14	36	0	
20	長野県	121	29	92	0	
21	岐阜県	81	17	64	0	
22	静岡県	140	38	100	2	
23	愛知県	185	46	137	2	
24	三重県	57	15	39	3	
25	滋賀県	44	7	35	2	
26	京都府	104	13	90	1	
27	大阪府	254	53	195	6	
28	兵庫県	175	37	136	2	
29	奈良県	66	17	48	1	
30	和歌山県	54	20	34	0	
31	鳥取県	24	6	17	1	
32	島根県	57	20	37	0	
33	岡山県	77	20	57	0	
34	広島県	216	86	129	1	
35	山口県	73	33	39	1	
36	徳島県	30	6	24	0	
37	香川県	49	6	41	2	
38	愛媛県	86	21	65	0	
39	高知県	63	16	47	0	
40	福岡県	215	54	161	0	
41	佐賀県	49	6	43	0	
42	長崎県	72	13	59	0	
43	熊本県	128	22	106	0	
44	大分県	79	13	66	0	
45	宮崎県	60	21	39	0	
46	鹿児島県	135	27	108	0	
47	沖縄県	339	4	331	4	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		5,919	1,245	4,617	57	

注1:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である(判明数も遺骨の伝達件数ではない)。

第16 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5か年)

令和6年1月末現在

No.	都道府県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
1	北海道			1		1	2
2	青森		1				1
3	岩手	1			2		3
4	宮城				1	1	2
5	秋田				1	1	2
6	山形		2				2
7	福島	1		1	1	3	6
8	茨城	1			1		2
9	栃木						0
10	群馬	1					1
11	埼玉	3	2				5
12	千葉	1	2	2		1	6
13	東京	1				1	2
14	神奈川	2	2	2	1		7
15	新潟	1	2				3
16	富山						0
17	石川	1					1
18	福井						0
19	山梨			1			1
20	長野		1				1
21	岐阜						0
22	静岡	1					1
23	愛知			3		1	4
24	三重	1		1			2
25	滋賀						0
26	京都			1			1
27	大阪	1	2				3
28	兵庫	1	1				2
29	奈良						0
30	和歌山	1					1
31	鳥取						0
32	島根		1	1			2
33	岡山						0
34	広島		1	1	4	2	8
35	山口	1			1		2
36	徳島						0
37	香川	1					1
38	愛媛			1		1	2
39	高知						0
40	福岡	2	2			1	5
41	佐賀				1		1
42	長崎		1	1			2
43	熊本						0
44	大分		1	1			2
45	宮崎				1		1
46	鹿児島			1		1	2
47	沖縄						0
99	日本国外						0
計		22	21	18	14	14	89

注1:年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注2:上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第17 DNA鑑定対象地域拡大お知らせ用リーフレット



戦没者遺骨のご遺族へ！

厚生労働省は先の大戦によって海外や沖縄、琉球島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定してご遺族のもとへお返しするため、DNA鑑定を実施しています。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

〔厚生労働省が遺骨採取を行うご遺骨の検体(DNA鑑定に使用する部位)を保管している地域〕

- ・硫黄島
- ・インド
- ・インドネシア
- ・東部ニューギニア(西側ニューギニア含む)
- ・沖縄
- ・樺太
- ・旧ソ連等
- ・タイ
- ・中部太平洋地域
- ・ウエーク島、ギルバート諸島、ツバル、トラック諸島、バラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メレヨン島
- ・東部ニューギニア
- ・ノモンハン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・フィリピン
- ・ミャンマー(ビルマ)

(50名額)
令和5年3月末現在の状況。
他の地域もご遺骨の検体が採取された国を拡大実施します。

DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省 問い合わせ先 **03-3595-2219** (受付時間: 平日のみ、9:30-18:00)
お電話についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などはご相談ください。



戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

申請できる方

表面の地域の戦没者の

- 配偶者 ●子 ●父母 ●孫 ●兄弟姉妹 ●甥(おい) ●姪(めい) など

関係のご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。

Q. よくあるご質問	A. 回答
戦没地が分からないのですが、申請できますか？	申請できません。 申請書に、戦没者の「氏名」「生年月日」や「本籍地」の情報をお分かりになる範囲でご記載ください。 ※厚生労働省が保管する記録資料等との照合調査を行い、DNA鑑定実施の可否を判断します。
検体提供者を誰にすればよいか分かりません。	厚生労働省の担当者がご親族の状況などお話を伺いながらご説明いたします。まずはお電話でご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載し、下記の申請書提出先に①メール ②FAX ③郵送のいずれかで提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省にお電話で請求できます。ホームページからもダウンロードできます。

申請書提出先(宛先)

- ①メール dnakantei@mhlw.go.jp
- ②FAX 03-3595-2229
- ③郵送 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局事業課
戦没者遺骨鑑定推進室

DNA鑑定の流れ

申請書に基づき、DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りします。
※キットは申請書に記載された検体提供者の住所へ直接お送りします。



検体提供者ご自身が、送付されたキットで検体を採取(専用の綿棒で口の頰の内側の粘膜を採取する簡単なもの)し、検体と同意書を厚生労働省に郵送いただきます。
※キットでの検体採取はご自宅で行えます。

提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。
※鑑定にはある程度期間を要します。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は国が全額負担します。

※鑑定料の請求については厚生労働省からご遺族にご連絡することはありません。
※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

お問い合わせ先

申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方もまずはお電話ください。
03-3595-2219 (厚生労働省のDNA鑑定担当に直接繋がる番号です)

厚生労働省 DNA鑑定

第18 国内における民間建立戦没者慰霊碑の管理状況

平成31年4月調

	慰霊碑の数	慰霊碑の管理状況				慰霊碑の敷地の管理状況				
		概ね良好	やや不良	不良	不明	概ね管理良好	やや管理不良	管理不良	不明	
1	北海道	246	179	38	12	17	196	1	13	36
2	青森県	194	167	4	3	20	155	0	15	24
3	岩手県	329	329	0	0	0	302	16	0	11
4	宮城県	376	340	12	11	13	355	3	10	8
5	秋田県	476	404	7	14	51	388	0	22	66
6	山形県	387	341	11	6	29	345	0	4	38
7	福島県	523	479	13	31	0	463	0	59	1
8	茨城県	364	304	20	9	31	313	8	14	29
9	栃木県	184	178	5	1	0	172	1	0	11
10	群馬県	308	258	9	0	41	224	0	4	80
11	埼玉県	525	459	8	5	53	395	2	3	125
12	千葉県	473	364	16	16	77	354	1	12	106
13	東京都	322	167	5	2	148	173	0	3	146
14	神奈川県	300	267	1	3	29	173	0	0	127
15	新潟県	485	410	17	4	54	372	4	8	101
16	富山県	331	304	15	4	8	313	3	2	13
17	石川県	367	271	6	1	89	332	5	0	30
18	福井県	264	236	24	0	4	253	1	0	10
19	山梨県	216	194	3	5	14	192	0	2	22
20	長野県	264	245	4	0	15	222	1	4	37
21	岐阜県	481	458	14	5	4	356	0	3	122
22	静岡県	844	642	13	10	179	602	28	13	201
23	愛知県	700	629	10	6	55	599	8	9	84
24	三重県	772	591	25	5	151	591	4	4	173
25	滋賀県	446	445	0	0	1	445	0	0	1
26	京都府	331	311	7	1	12	309	6	5	11
27	大阪府	277	230	9	4	34	230	10	3	34
28	兵庫県	485	375	24	2	84	393	5	6	81
29	奈良県	214	208	5	1	0	190	4	0	20
30	和歌山県	195	162	1	1	31	154	2	0	39
31	鳥取県	113	95	11	1	6	100	2	0	11
32	島根県	346	292	2	1	51	274	1	6	65
33	岡山県	451	380	9	14	48	319	1	5	126
34	広島県	410	390	10	8	2	321	0	9	80
35	山口県	225	213	0	6	6	220	0	1	4
36	徳島県	110	93	16	0	1	107	1	0	2
37	香川県	370	336	13	5	16	328	7	4	31
38	愛媛県	312	289	13	0	10	299	1	2	10
39	高知県	188	149	37	0	2	182	1	2	3
40	福岡県	401	324	17	0	60	319	5	3	74
41	佐賀県	314	278	10	3	23	289	0	0	25
42	長崎県	190	189	0	1	0	190	0	0	0
43	熊本県	217	166	34	8	9	195	5	8	9
44	大分県	152	132	10	6	4	138	7	3	4
45	宮崎県	157	152	0	4	1	148	0	1	8
46	鹿児島県	267	249	3	6	9	250	0	8	9
47	沖縄県	333	286	41	3	3	321	0	9	3
		16,235	13,960	552	228	1,495	13,561	144	279	2,251

(注) 本件数については、平成30年10月19日付け社援事発1019第1号「国内民間建立慰霊碑の状況調査について(依頼)」による状況調査(平成30年10月～12月にかけて実施)の結果を集計後、一部未回答分及び一部修正回答に基づき平成31年4月17日現在で再度集計したものである。

第19 令和6年度援護年金額(予定)

I 障害年金の額

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	令和6年4月からの額	現行額	令和6年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	第1項症の年金額に 4,114,300円 以内の額を加えた額	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	第1項症の年金額に 3,136,600円 以内の額を加えた額
第1項症	5,723,000円	5,877,500円	4,363,000円	4,480,800円
第2項症	4,769,000円	4,897,800円	3,639,000円	3,737,300円
第3項症	3,927,000円	4,033,000円	3,007,500円	3,088,700円
第4項症	3,108,000円	3,191,900円	2,383,900円	2,448,300円
第5項症	2,514,000円	2,581,900円	1,938,700円	1,991,000円
第6項症	2,033,000円	2,087,900円	1,571,100円	1,613,500円
第1款症	1,853,000円	1,903,000円	1,428,200円	1,466,800円
第2款症	1,686,000円	1,731,500円	1,299,800円	1,334,900円
第3款症	1,352,000円	1,388,500円	1,045,100円	1,073,300円
第4款症	1,089,000円	1,118,400円	844,600円	867,400円
第5款症	961,000円	986,900円	743,000円	763,100円

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	令和6年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	198,400円
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※)	2人まで1人につき 73,900(※)
		3人目から1人につき 36,000	3人目から1人につき 37,000
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	198,400円

※配偶者がいないときそのうち1人については135,600円

3 特別加給

障害の程度	現行額	令和6年4月からの額
特別項症	270,000円	277,300円
第1項症		
第2項症	210,000円	215,700円

II 障害一時金の額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	令和6年4月からの額	現行額	令和6年4月からの額
第1款症	6,088,000円	6,252,400円	4,640,900円	4,766,200円
第2款症	5,050,000円	5,186,400円	3,850,800円	3,954,800円
第3款症	4,332,000円	4,449,000円	3,302,500円	3,391,700円
第4款症	3,559,000円	3,655,100円	2,713,400円	2,786,700円
第5款症	2,855,000円	2,932,100円	2,177,100円	2,235,900円

III 遺族年金・遺族給与金の額

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	令和6年4月からの額	現行額	令和6年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	2,019,000円	72,000円	73,900円
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円	1,615,100円	56,400円	57,900円
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上	557,600円	571,700円	-	-
	456,400円	467,800円	-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円	467,800円	-	-
	335,000円	343,100円	-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	令和6年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	198,400円	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額
配偶者以外の者	72,000円	73,900円	…軍人の遺族(※)

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第20 居住地都道府県別援護年金受給者数

令和5年3月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	3	20	19	42
青森	0	10	1	11
岩手	3	15	4	22
宮城	4	14	9	27
秋田	0	4	2	6
山形	0	15	5	20
福島	4	14	7	25
茨城	2	21	6	29
栃木	4	6	4	14
群馬	0	11	6	17
埼玉	7	18	16	41
千葉	3	20	8	31
東京	14	36	33	83
神奈川	4	22	25	51
新潟	2	21	8	31
富山	1	6	3	10
石川	2	17	2	21
福井	1	14	4	19
山梨	1	5	5	11
長野	0	17	9	26
岐阜	3	17	14	34
静岡	6	21	9	36
愛知	12	32	33	77
三重	8	22	11	41
滋賀	0	9	5	14
京都	3	14	17	34
大阪	11	37	27	75
兵庫	8	28	12	48
奈良	1	8	7	16
和歌山	5	6	9	20
鳥取	1	6	3	10
島根	2	15	9	26
岡山	7	24	19	50
広島	68	29	64	161
山口	8	30	34	72
徳島	0	12	3	15
香川	1	17	3	21
愛媛	6	19	10	35
高知	4	17	9	30
福岡	6	40	27	73
佐賀	2	13	7	22
長崎	13	14	60	87
熊本	6	24	20	50
大分	5	16	9	30
宮崎	2	15	13	30
鹿児島	13	47	22	82
沖縄	194	53	170	417
外国居住	9	4	2	15
合計	459	895	804	2,158

第21 第十一回特別弔慰金国庫債券の裁定県別未処理件数等状況

令和6年1月末時点

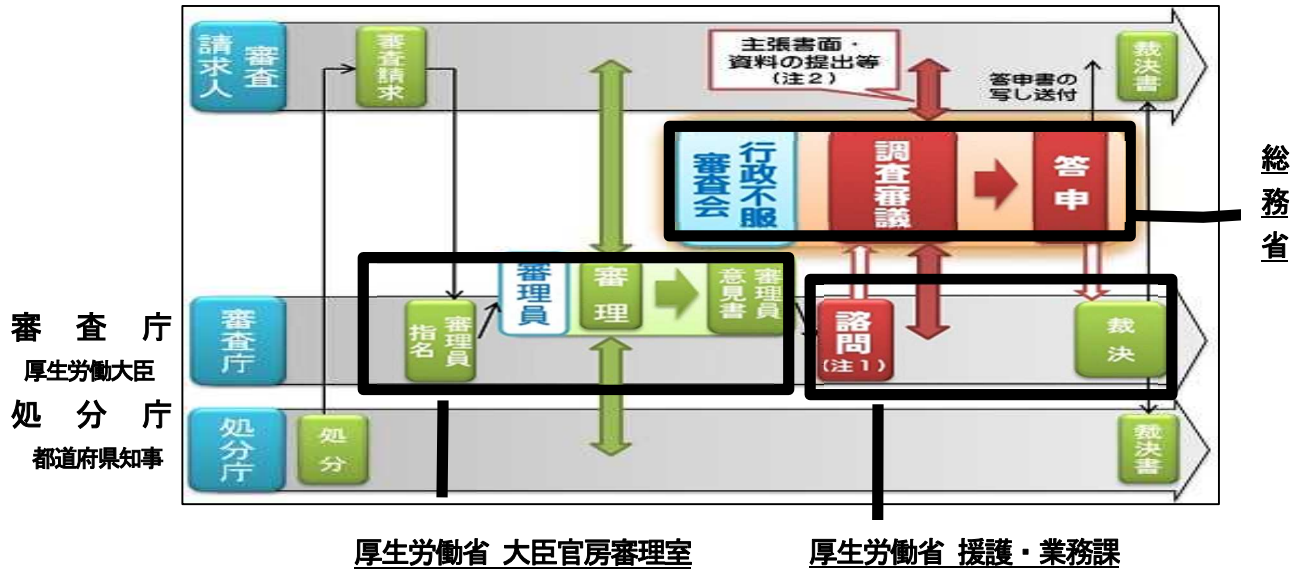
都道府県	居住地県として 受け付けた件数 (A) ※1	裁定県へ 進達した件数 (B) ※2	居住地県より 進達された件数 (C) ※1	裁定県として 処理する件数 (A-B+C)	裁定県として 処理した件数	未処理件数	未処理率
01北海道	18,238	3,108	2,639	17,769	17,755	14	0.1%
02青森県	8,719	649	1,647	9,717	9,715	2	0.0%
03岩手県	11,600	636	2,527	13,491	13,491	0	0.0%
04宮城県	14,339	1,995	2,967	15,311	15,295	16	0.1%
05秋田県	10,529	414	3,154	13,269	13,266	3	0.0%
06山形県	11,049	497	3,700	14,252	14,250	2	0.0%
07福島県	12,975	1,075	4,736	16,636	16,631	5	0.0%
08茨城県	17,537	3,585	3,927	17,879	17,872	7	0.0%
09栃木県	10,013	1,796	3,007	11,224	11,220	4	0.0%
10群馬県	11,554	1,731	2,888	12,711	12,706	5	0.0%
11埼玉県	24,125	13,186	2,394	13,333	13,329	4	0.0%
12千葉県	24,428	11,978	2,903	15,353	15,311	42	0.3%
13東京都	33,412	22,336	11,345	22,421	22,400	21	0.1%
14神奈川県	26,148	17,198	2,706	11,656	11,608	48	0.4%
15新潟県	19,966	927	6,175	25,214	25,210	4	0.0%
16富山県	7,432	558	1,731	8,605	8,591	14	0.2%
17石川県	7,796	866	1,987	8,917	8,917	0	0.0%
18福井県	8,322	489	2,363	10,196	10,191	5	0.0%
19山梨県	5,434	589	2,197	7,042	7,041	1	0.0%
20長野県	13,418	1,245	4,047	16,220	16,217	3	0.0%
21岐阜県	15,201	2,291	3,660	16,570	16,570	0	0.0%
22静岡県	23,643	3,335	3,336	23,644	23,643	1	0.0%
23愛知県	33,717	9,715	3,647	27,649	27,637	12	0.0%
24三重県	17,220	2,000	4,059	19,279	19,273	6	0.0%
25滋賀県	9,906	2,081	2,661	10,486	10,485	1	0.0%
26京都府	15,874	4,650	3,860	15,084	15,080	4	0.0%
27大阪府	37,716	22,766	7,025	21,975	21,952	23	0.1%
28兵庫県	31,134	10,933	5,838	26,039	26,033	6	0.0%
29奈良県	10,897	3,734	2,367	9,530	9,529	1	0.0%
30和歌山県	11,201	1,273	3,309	13,237	13,230	7	0.1%
31鳥取県	5,974	587	1,768	7,155	7,150	5	0.1%
32島根県	8,924	438	3,326	11,812	11,811	1	0.0%
33岡山県	15,515	2,298	4,135	17,352	17,347	5	0.0%
34広島県	24,493	3,808	5,617	26,302	26,294	8	0.0%
35山口県	12,420	1,947	3,631	14,104	14,101	3	0.0%
36徳島県	9,648	543	3,378	12,483	12,481	2	0.0%
37香川県	9,823	1,052	3,148	11,919	11,916	3	0.0%
38愛媛県	12,490	1,139	4,213	15,564	15,560	4	0.0%
39高知県	8,812	456	2,388	10,744	10,740	4	0.0%
40福岡県	29,860	9,019	5,674	26,515	26,495	20	0.1%
41佐賀県	8,416	1,059	3,978	11,335	11,332	3	0.0%
42長崎県	14,229	1,574	5,493	18,148	18,134	14	0.1%
43熊本県	16,784	1,668	5,407	20,523	20,521	2	0.0%
44大分県	12,527	1,384	4,056	15,199	15,194	5	0.0%
45宮崎県	13,376	1,392	3,032	15,016	15,016	0	0.0%
46鹿児島県	17,169	1,024	7,609	23,754	23,742	12	0.1%
47沖縄県	43,606	254	1,613	44,965	44,282	683	1.5%
合計	767,609	177,278	177,268	767,599	766,564	1,035	

※受付取消件数を抜いた数字を表示している。

※進達取消件数を抜いた数字を表示している。

第22 第十一回特別弔慰金の審査請求の流れ

根拠：行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。平成28年4月1日施行）



(注)

- ・行政不服審査会における調査審議は、提出された主張書面等を中心として行います。審理員による審理の段階で提出された書面等の写しは行政不服審査会に送付されていますが、行政不服審査会の段階で新たに主張・立証したい事項がある場合は、書面で提出します。
- ・審査関係人（審査庁や審査請求人）が主張書面等を提出すると、行政不服審査会はその標題を他の審査関係人に通知し、どのようなものが提出されたのかを明らかにします。
- ・他の審査関係人が提出した主張書面等は原則として閲覧又は写しの交付の対象となりますが、正当な理由があると審査会が認める場合には、閲覧等を拒むことがあります。

<引用先：総務省行政不服審査会HP>

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/

1. 審査請求書提出先

処分に不服があるときは、直接、審査庁である厚生労働大臣に審査請求を行います。

※提出先は、厚生労働省社会・援護局援護・業務課不服審査専門官

都道府県等へ提出された場合には、受付印を押し、速やかに厚生労働省へ送付します。

2. 審査請求期間

審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算し3か月となります。

郵送にて原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）を交付した場合には、審査請求人宅に送達された日となるため、送達日を確認できる方法で郵送する必要があります。

※行政処分の効力が生ずるのは、相手方が行政処分について了知したときであることに

留意ください。

3. 提出書類

- ① 審査請求書：正本と副本（正本のコピー）の合計2通
- ② 原処分のお知らせ：裁定通知書、却下通知書等の写し（ある方が望ましい。）
- ③ 反証資料（審査請求人の主張を補強するものですので、適切な資料があれば提出することが望ましい。）

4. 審理員の指名

審理の公正性・透明性を高めるため、審査庁に所属する職員のうち処分に関与していない職員を「審理員」に指名し、審理手続を行います。審査庁は、審理員を指名したときは審査請求人及び処分庁に対してその旨の通知を行い、処分庁（都道府県）に対して弁明書の作成を、審査請求人に対して反論書等の書面を求め審理を行います。

※厚生労働省における審理室（審理員）は「大臣官房総務課審理室」となります。

5. 処分庁（都道府県）における処理

（1）弁明書の作成

処分庁は、審理員からの弁明書の提出の求めに応じて処分の経緯や理由を説明するため、「弁明書」を作成し、送付状、弁明書（正本・副本）、証拠書類（1部）を期日までに審理室に提出します。

審理員は、弁明書副本（証拠書類を除く弁明書本体のみ）を審査請求人に送付し、弁明書に対する反論書を求めます。

※ 証拠書類については、原則、原処分時に証拠として使われた全てのもの（具体的には、特別弔慰金の請求書類一式及び原処分の通知書（裁定通知書、却下通知書等）、原処分を行う際に用いた資料等の写し）を想定しています。例えば、生計関係が争点であれば、都道府県保管の戦没者に関する資料（過去にその戦没者に関して誰が何を受給したかの確認、戦没者の住所確認のため）及び過去の特別弔慰金請求書類一式、複数の同順位者からの請求については、それぞれの特別弔慰金請求書類一式等です。

※ 特別弔慰金の請求書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合や、戦没者台帳等に当該審査請求に無関係な者の個人情報に記載されている場合には、当該情報をマスキングして提出してください。

※ 行審法第78条第1項により、審査関係人（審査請求人、審査庁）は行政不服審査会に対し、行政不服審査会に提出された資料の閲覧等を求めることができます。行政不服審査会が第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧等を拒むことになるため、処分庁として閲覧等が不相当と考えるものがあれば明記してください。

（2）審理員から送付された審査請求書の副本を保管します。

6. 審理員における審理（「審理員意見書」）

公正・中立的立場である審理員は、処分庁からの弁明書、審査請求人からの審査請求書・反論書を基に、原則として書面審理を行います。審理員は、審理手続を終結した後、その結果を「審理員意見書」として取りまとめ、審査庁に提出します。

7. 行政不服審査会における審査

(審査庁による「諮問」、行政不服審査会の審査結論として「答申」)

審査庁は、審査請求を却下する場合等を除き、諮問説明書、事件記録（弁明書・反論書等を含む当該審査請求に係る書類一式）及び審理員意見書を添えて総務省行政不服審査会に諮問します。

行政不服審査会は、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックする観点で、審理員による審理の段階で審理関係人双方から提出された書面を基本的な資料として調査審議し、答申を行います。

8. 裁決

審査庁は、行政不服審査会に諮問した場合にはその答申を受け、以下のいずれかの裁決を行い、審査請求人及び処分庁に対して裁決書の謄本を送付します。

却下：審査請求が期間経過後にされたものである場合、その他不適法である場合

棄却：審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がない場合

認容（処分の取消し）：審査請求が適法にされ、かつ、これに理由がある場合

※ 認容裁決で処分が取り消される場合は、当該処分は処分時に遡ってその効力を失い、支給請求に対して何らの処分もされていない状態に復することとなります。これにより処分庁は裁決の趣旨に従い、改めて処分を行うこととなります。

※ 認容裁決で既に処分が取り消されているため、処分庁において行うシステム処理の際に出力される「却下取消通知書」は請求者に通知する必要はありません。

9. 結果の公開

答申及び裁決の内容は「行政不服審査裁決・答申データベース」にて公開しています。

<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

第23 戦傷病者特別援護法対象者数等

援 護 の 内 容		対 象 者 数 等
戦傷病者手帳の交付 (第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	所持者 2,158人 (令和5年3月31日現在)
戦傷病者相談員 (第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を実施 (謝金 年額26,000円)	戦傷病者相談員 68人 (委託期間: 2年) (令和5年10月1日現在)
療養の給付又は療養費の支給 (第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付等	療養患者数 24人 (令和5年3月31日現在)
療養手当の支給 (第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給 (月額30,700円)	受給者 0人 (令和5年3月31日現在)
葬祭費の支給 (第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給 (212,000円)	支給件数 1件 (令和4年度)
更生医療の給付 (第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (令和4年度)
補装具の支給又は修理 (第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給又は修理	支給・修理件数 21件 (令和4年度)
国立保養所への収容 (第22条)	重度障害戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (令和5年3月31日現在)
旅客会社の乗車等についての無賃取扱い (第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社の乗車等について無賃の取扱い (予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 289人 (令和4年度)

第24 旧陸海軍関係恩給進達件数

1. 厚生労働省から総務省に進達した件数

令和6年1月末現在

区分	令和2年度 までの累計	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月末 現在)	計
普通恩給	1,126,538	2	3	3	1,126,546
加算改定	816,261	0	0	0	816,261
一時恩給	697,282	14	8	2	697,306
その他	3,157,894	4	2	2	3,157,902
計	5,797,975	20	13	7	5,798,015

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)をいう。

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)をいう。

「その他」とは、傷病恩給、一時金及び公務扶助料等で、上記以外の恩給をいう。

2. 【旧陸軍関係】各都道府県から厚生労働省への進達件数

令和6年1月末現在

都道府県	一時恩給			その他		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月末現在)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月末現在)
北海道						1
青森						
岩手						
宮城	1					
秋田						
山形						
福島						
茨城	2			1		
栃木	1					
群馬		1				
埼玉			2			
千葉		1				
東京	2	4			1	2
神奈川						
新潟	1					
富山		1				
石川						
福井						
山梨						
長野					1	
岐阜		1				
静岡						
愛知				1		
三重						
滋賀						
京都				1		
大阪					1	
兵庫					1	1
奈良	1					
和歌山	1					
鳥取						
島根						
岡山						
広島			1			
山口	1					
徳島						
香川	1					
愛媛	2					
高知						
福岡						
佐賀						
長崎						
熊本						
大分						
宮崎						
鹿児島		1				
沖縄						
合計	13	9	3	3	4	4
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の件数を表したものである。 2 一時恩給には、一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他とは、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等をいう。					

第25 援護関係資料の国立公文書館への移管について

<趣旨・目的>

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。

○平成28年度以降も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進している。

厚生労働省

戦没者等援護関係資料

国立公文書館

※主な資料

- ・陸軍留守名簿 約 8,730冊
- ・海軍軍人軍属死没者原簿 約 1,400冊
- ・旧ソ連邦政府等提供抑留者名簿等資料 約240冊

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第26 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1. 地域別内訳（令和6年1月末現在）

（単位：人）

地域		身分	軍人軍属		一般邦人	合計
			陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)				※2	2
	樺太				※36	36
中国			8		※198	206
北朝鮮					35	35
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)		1			1
	マリアナ諸島				1	1
	韓国				4	4
合計			9		276	285

（注）※印は中国残留邦人等支援室が担当、それ以外は調査資料室が担当

2. 年次（最終消息）別内訳（令和6年1月末現在）

（単位：人）

地域		資料年次	昭和30年以前に最終生存資料のある者	昭和31年～平成28年の間に最終生存資料のある者	平成29年以降に最終生存資料のある者	合計
旧ソ連			8	30	0	38
中国			159	47	0	206
北朝鮮			1	34	0	35
その他（南方等）			6	0	0	6
合計			174	111	0	285

第27 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査（令和5年度特定者数）

令和6年1月31日現在

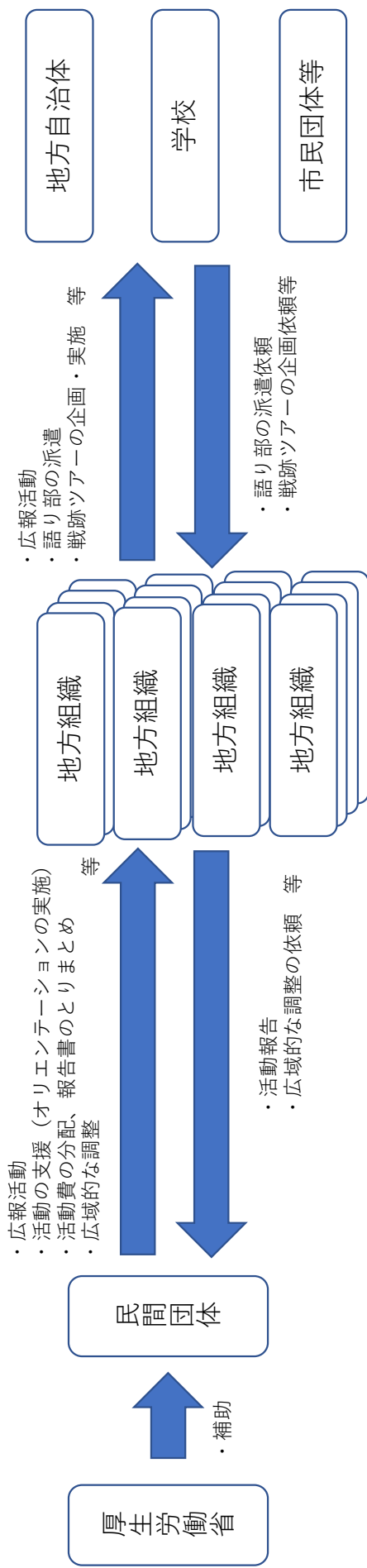
都道府県名	特定者数			
	シベリア地域	モンゴル地域	その他地域	合計
北海道	0	0	0	0
青森	3	2	0	5
岩手	3	0	0	3
宮城	2	2	0	4
秋田	0	0	0	0
山形	1	0	0	1
福島	5	1	0	6
茨城	2	0	0	2
栃木	2	1	0	3
群馬	0	0	0	0
埼玉	3	2	0	5
千葉	1	0	0	1
東京	5	1	0	6
神奈川	1	1	0	2
新潟	4	1	0	5
富山	0	0	0	0
石川	1	0	0	1
福井	0	0	0	0
山梨	2	0	0	2
長野	1	0	0	1
岐阜	2	0	0	2
静岡	1	3	0	4
愛知	2	1	0	3
三重	1	0	0	1
滋賀	0	0	0	0
京都	0	0	0	0
大阪	4	0	0	4
兵庫	2	0	0	2
奈良	0	0	0	0
和歌山	2	0	0	2
鳥取	0	0	0	0
島根	0	1	0	1
岡山	1	0	0	1
広島	5	2	1	8
山口	3	0	0	3
徳島	4	0	0	4
香川	0	0	0	0
愛媛	2	0	0	2
高知	1	0	0	1
福岡	2	0	0	2
佐賀	1	0	0	1
長崎	2	1	0	3
熊本	2	0	0	2
大分	1	0	0	1
宮崎	2	1	0	3
鹿児島	5	2	0	7
沖縄	0	0	0	0
合計	81	22	1	104

第28 平和の語り部事業

事業概要

戦後80周年を目前にして、戦没者遺児等の戦争体験者の高齢化が進む中、その体験した記憶を確実に次の世代へ受け継ぐことは喫緊の課題である。これまで慰霊友好親善事業を始めとした慰霊事業に参加した体験も踏まえ、戦争体験の記憶とあわせて次世代に語り継ぐことで、先の大戦の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことを目的とする。

具体的な事業内容としては、語り部の講話活動や座談会、朗読会などに対して補助を行う。



予算

約250万円（管理事務経費150万円、活動経費2350万円）

事業計画

- ・令和6年度から活動開始。所管地域の小中学校等を中心に広報を行う。
- ・令和7年度、戦後80周年に係る地域のイベントでの語り部講話などを行う。